

山口市障害福祉サービス実施計画

第五次山口市障害福祉計画

第三次山口市障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

山 口 市

「山口市障害福祉サービス実施計画」の策定にあたって

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、福祉ニーズは多様化しており、とりわけ「親亡き後」を見据えた、障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるまちづくりが求められています。

また、障害者総合支援法をはじめ、児童福祉法、障害者差別解消法等の改正が行われるなど、障がいのある方を取り巻く法制度は大きく変化しています。



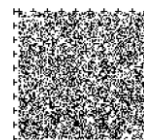
このたび、現行の「山口市障害福祉サービス実施計画(第四次山口市障害福祉計画・第二次山口市障害児福祉計画)」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、国の基本指針や県の動向、本市における障害福祉サービス実施計画の成果目標に対する進捗状況等を踏まえ、障害福祉サービスや障害児通所支援をはじめ、地域生活支援事業等の一層の充実を図るため、「第五次山口市障害福祉計画・第三次山口市障害児福祉計画」を策定いたしました。

「障がいのある人もない人も、支えあい、認めあい、自分らしく共に暮らせるまちづくり」を基本目標とした「山口市障がい者きらめきプラン(第四次山口市障害者計画)」と調和を保ちながら、障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策を定め、その充実に努めることで、障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域共生社会の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました、障がい福祉施策懇話会の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて御協力いただきました多くの市民の皆様、障害福祉サービス等事業者の皆様に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

山口市長 伊藤 和貴



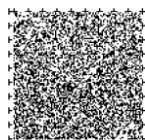
目 次

第1章 計画策定にあたって		
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制等	2
5	国の基本指針の見直し	4
6	令和8年度に向けた成果目標	5
7	障害福祉サービス等の体系	7

第2章 障害福祉サービス等提供体制確保に関する成果目標		
成果目標 1	施設入所者の地域生活への移行	8
成果目標 2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
成果目標 3	地域生活支援の充実	15
成果目標 4	福祉施設から一般就労への移行等	19
成果目標 5	障害児支援の提供体制の整備等	22
成果目標 6	相談支援体制の充実・強化等	24
成果目標 7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	29

第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策		
1	訪問系サービス	32
2	日中活動系サービス	35
3	居住系サービス	42
4	相談支援	44
5	発達障害者等に対する支援	46

第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策		
1	障害児通所支援	47
2	障害児入所支援【県事業】	51
3	子ども・子育て支援	52



第5章 地域生活支援事業の必要な量の見込みとその確保策

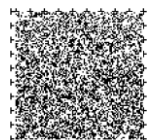
1 必須事業	
(1) 理解促進研修・啓発事業	54
(2) 自発的活動支援事業	55
(3) 相談支援事業	56
(4) 成年後見制度利用支援事業	57
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	58
(6) 意思疎通支援事業	58
(7) 日常生活用具給付等事業	60
(8) 手話奉仕員養成研修事業	61
(9) 移動支援事業	62
(10) 地域活動支援センター事業	63
2 任意事業（市町村が自主的に取り組む事業）	
(1) 日中一時支援事業	65
(2) 訪問入浴サービス事業	66
(3) 社会参加支援事業	67

第6章 計画の推進

1 計画の進行管理	69
-----------	----

資料編

1 障がい者・障がい児の現状	70
2 第四次山口市障害福祉計画・第二次山口市障害児福祉計画の実績値	88
3 各種アンケート等報告書	95
4 用語解説	107
5 計画の策定経過	114
6 山口市障がい福祉施策懇話会設置要綱	115
7 山口市障がい福祉施策懇話会委員名簿	117



「障害」の表記

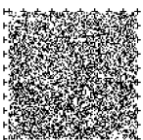
この計画における「障害」の表記については、市で定める指針「「障害」を「障がい」と表記することについて」に基づき、「障害」という言葉が、人や人の状態を表す場合は「障がい」と表記します。それ以外の国の法令、地方公共団体の条例等に基づく制度や施設名、法人名、団体等の固有名詞等については、そのまま「障害」と表記します。

この計画は、視覚障がいのある方にも読みやすいUD(ユニバーサルデザイン)フォントを使用しています。

また、各ページには「音声コード Uni-Voice(ユニボイス)」を添付しています。スマートフォンアプリの「Uni-Voice(一般向け)」と「Uni-Voice blind(視覚障がい者向け)」の2種類に対応しています。アプリを起動し、音声コード(ユニボイス)にかざすと、印刷物の内容が読み上げられます。

※図表(厚生労働省資料含む)のみのページは音声コードの記載をしていません。

※本来であれば、図表の内容を読み上げる原稿を別途用意し、音声コードを挿入する必要がありますが、文字数に制約がある(800字程度)ことや、読み上げた内容が煩雑になりかえって分かりにくいこと等から、音声コードを省略しています。



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、障害福祉サービス等の提供体制の確保と円滑な実施に向けて、平成18年3月の「第一次山口市障害福祉計画(第1期)」策定以降、3年ごとに計画の見直しを行い、平成30年度からは新たに、障害児通所支援の提供体制の確保と円滑な実施に向けた「第一次山口市障害児福祉計画」も併せて策定し、一体的に取り組を進めてきたところです。

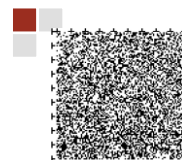
本計画は、「第四次山口市障害福祉計画」・「第二次山口市障害児福祉計画」での実績や課題を整理・検証し、新たな計画期間における障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標、各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保策について定め、障害福祉サービス等の計画的かつ円滑な提供の推進を図るものです。

2 計画の位置付け

「山口市障害福祉サービス実施計画(山口市障害福祉計画・山口市障害児福祉計画)」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」という。)第88条に規定される「市町村障害福祉計画」、並びに平成30年度から策定が義務付けられた児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」として一体的に策定するものです。策定にあたっては、国より定められた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)や、県の策定方針に即したものとなるよう配慮しました。

また、別に定める「山口市障がい者きらめきプラン」は、「障がいのある人もない人も、支えあい、認めあい、自分らしく共に暮らせるまちづくり」を基本目標に掲げ、障がい者福祉施策の**基本計画**としての性格を有しています。本計画は、その中の障害福祉サービス分野の数値目標などを定めた**実施計画**として位置付けています。

また、上位計画である「第二次山口市総合計画」や「山口市地域福祉計画」との整合性を図り、個別計画である「山口市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「山口市子ども・子育て支援事業計画」、その他の関連計画等とも関連付けるものです。



3 計画の期間

国の基本指針により、「障害福祉計画等は、3年を1期として作成することを基本」とする
と定められていることから、本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期
間とします。

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
山口市	第二次障害福祉計画 (第1期)			第二次障害福祉計画 (第2期)			障害福祉サービス実施計画 (第三次障害福祉計画) (第一次障害児福祉計画)		障害福祉サービス実施計画 (第四次障害福祉計画) (第二次障害児福祉計画)		障害福祉サービス実施計画 (第五次障害福祉計画) (第三次障害児福祉計画)				
	第二次障害者基本計画						障がい者きらめきプラン (第三次障害者計画)			障がい者きらめきプラン (第四次障害者計画)					
県	やまぐち障害者いきいきプラン (2013~2017)						やまぐち障害者いきいきプラン (2018~2023)						やまぐち障害者いきいきプラン (2024~2029)		
国	障害福祉計画に係る基本 指針 (第3期)			障害福祉計画に係る基本 指針 (第4期)			障害福祉計画に係る基本 指針 (第5期)		障害福祉計画に係る基本 指針 (第6期)		障害福祉計画に係る基本 指針 (第7期)				

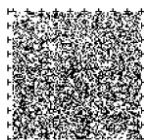
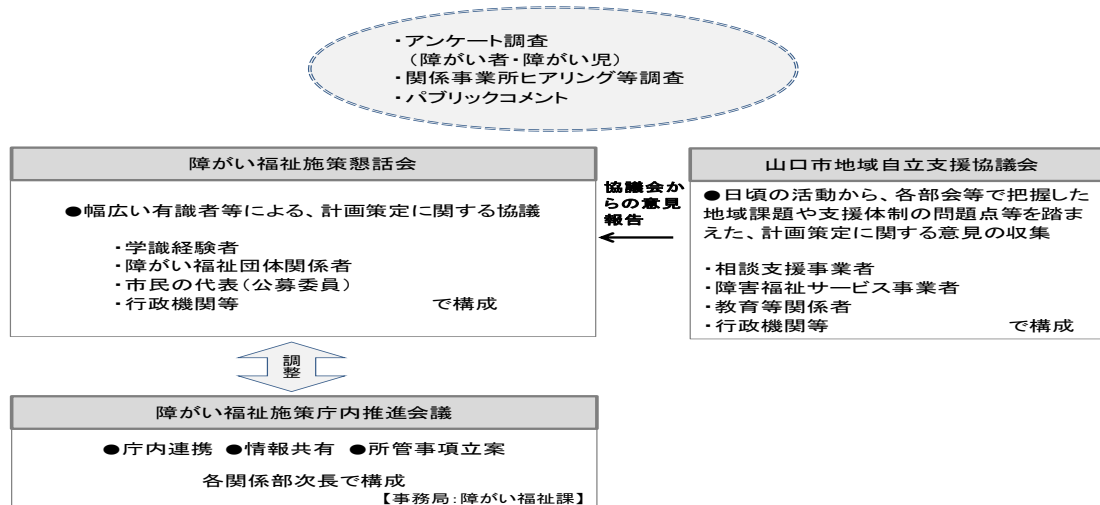
4 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい者団体関係者、公募によって選ばれた
市民等で構成される「山口市障がい福祉施策懇話会」を設置し、関係者や市民からの意見
の集約を図りながら策定しました。

なお、総合支援法第88条第8項においては、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更し
ようとする場合において、あらかじめ協議会(自立支援協議会)の意見を聴くよう努めなけ
ればならない」と定められていることから「山口市地域自立支援協議会」から意見を収集し
ました。

また、支援ニーズ把握のためのアンケート調査、関係事業所ヒアリング等調査及びパブリ
ック・コメントを行い、障がい当事者や市民等の意見を計画に反映させました。

《計画策定体制図》



■アンケート調査

	障がい者対象調査	障がい児等対象調査		子ども・子育て支援に関するニーズ調査	
調査対象	令和4年3月1日時点の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者	令和4年5月1日時点の障害児通所支援利用者の保護者	令和4年5月1日時点の18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者の保護者(左記除く)	各総合支援学校及び特別支援学級在籍児童生徒の保護者	障害児通所支援を利用中の児童の保護者(令和5年7月から9月までの障害児通所支援の更新対象者)
目的	・策定に係る基礎資料	・相談支援体制検討のための基礎資料 ・療育以外のサービス等利用状況 ・本市に望む施策の把握 等		・子ども・子育て支援の利用ニーズの把握	
関連施策	第3章 総合支援法に基づくサービス等の必要な量の見込みとその確保策	第4章 児童福祉法に基づくサービス等の必要な量の見込みとその確保策		第4章 児童福祉法に基づくサービス等の必要な量の見込みとその確保策	
配布数	1,000人	877人(重複者350人除く) 695人 532人		833人	134人
抽出方法	層化抽出法	全対象者		小学5年生以下全員	
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収		各学校にて配布・郵送回収	更新勸奨時に郵送配布・窓口または郵送回収
回収数	550人	669人		73人	
回収率	55.0%	669/1,489(1,710-重複した調査票221)=44.9%		54.5%	
調査期間	令和4年4月1日～4月27日	令和4年5月25日～6月24日		令和5年7月～9月	

■事業所ヒアリング等調査

	相談支援事業所ヒアリング	施設入所支援事業所ヒアリング	生活介護事業所アンケート調査	就労系事業所アンケート調査	障害児通所支援事業所アンケート調査
調査対象	山口市内の全指定特定(障害児)相談支援事業所	山口市内の全施設入所支援事業所	山口市内の全生活介護事業所	山口市内の全就労系(就労移行支援、就労継続支援)事業所	山口市内の全障害児通所支援事業所
目的	・相談支援体制充実のための基礎資料 ・福祉サービスの量の把握 ・子ども・子育て支援の利用ニーズの把握	・当該事業の課題の把握 ・当該事業の見込量の把握 ・地域移行への移行者数の把握	・当該事業の課題の把握 ・当該事業の見込量の把握 ・総合支援学校卒業生のサービス利用把握	・当該事業の課題の把握 ・当該事業の見込量の把握 ・一般就労への移行者数等の把握	・当該事業の充足状況 ・今後の事業拡大見込み 等
関連施策	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策 第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策 等	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策
対象事業所数	12事業所	6事業所	20事業所	36事業所	38事業所
抽出方法	-	-	-	-	-
調査方法	事前にアンケートを送付した後ヒアリング実施	事前にアンケートを送付した後ヒアリング実施	メール送付・回収	メール送付・回収	メール送付・回収
調査期間	令和5年9月～10月	令和5年9月	令和5年8月	令和5年8月	令和5年8月

5 国の基本指針の見直し

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応できるよう、また、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、国の基本指針の見直しが行われ、以下の項目を計画の成果目標に新たに位置付けることとしました。

地域生活支援の充実 ※新たな成果目標

強度行動障がいを有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を進める必要があります。

福祉施設から一般就労への移行等 ※新たな成果目標

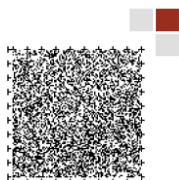
地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進める必要があります。

障害児支援の提供体制の整備等 ※新たな成果目標

市町村等に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する必要があります。

相談支援体制の充実・強化等 ※新たな成果目標

地域づくりに向けた地域自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する必要があります。



6 令和8年度に向けた成果目標

国の基本指針の見直しを踏まえ、下記の7つの成果目標を設定します。
成果目標の考え方や目標達成のための方策は、第2章に掲載しています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がい者が、今後、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指した成果目標。

- ①地域生活移行者数
- ②施設入所者の削減数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む)にも対応した地域包括ケアシステムの構築についての成果目標。(成果目標は、県が設定。)

(3) 地域生活支援の充実

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実が図られるよう、地域生活支援拠点等の整備、機能の充実についての成果目標。また、強度行動障がいをする者の支援体制の充実が図られるよう、支援体制の整備についての成果目標。

- ①地域生活支援拠点等の整備及びその運用状況の検証及び検討
- ②強度行動障害を有する障害者に関する支援体制の整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

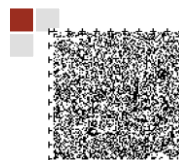
福祉施設の利用者について、就労移行支援事業所等を通じて一般就労への移行を推進するための成果目標。

- ①一般就労移行者数
- ②就労定着支援事業の利用者数
- ③協議会等を設けての取組の推進

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置など、障がい児支援の提供体制を確保するための成果目標。

- ①児童発達支援センターの設置
- ②障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築
- ③主に重症心身障害児を支援する事業所の設置
- ④医療的ケア児のための協議の場の設置等



(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保するための成果目標。

- ① 基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保
- ② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等への取組及び協議会の体制の確保

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

サービスの質の向上を図るための体制を構築するための成果目標。

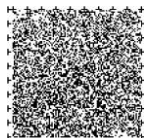
- ① 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

上記の成果目標を達成するために、国の基本指針に基づき、活動指標を設定している項目があります。活動指標の考え方等については、第2章に掲載しています。

・活動指標

成果目標を達成するために必要な見込量等

	項 目	市町村の成果 目標の記載	市町村の活動 指標の記載
成果目標 1	施設入所者の地域生活への移行	有	—
成果目標 2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	県が記載	有
成果目標 3	地域生活支援の充実	有	有
成果目標 4	福祉施設から一般就労への移行等	有	—
成果目標 5	障害児支援の提供体制の整備等	有	—
成果目標 6	相談支援体制の充実・強化等	有	有
成果目標 7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	有	有



7 障害福祉サービス等の体系

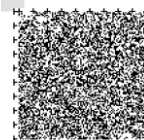
各種サービスの体系は下表のとおりです。

前項の7つの成果目標を達成するために必要なサービス提供量等の見込みとその確保策については、第3章から第5章に掲載しています。

1 総合支援法に基づくサービス	
(1) 訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
(2) 日中活動系サービス	生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所
(3) 居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援、自立生活援助
(4) 相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
(5) 発達障害者等に対する支援	ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、ペアレントメンター、ピアサポート
2 児童福祉法に基づくサービス	
(1) 障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援
(2) 障害児入所支援【県事業】	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
(3) 子ども・子育て支援	保育所、認定こども園、放課後児童クラブ
3 地域生活支援事業	
【必須事業】	
(1) 理解促進研修・啓発事業	講座の開催・広報活動等
(2) 自発的活動支援事業	ピアサポート・災害対策・孤立防止活動支援・社会活動・ボランティア活動支援
(3) 相談支援事業	障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業
(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見制度実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 等
(6) 意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業・手話奉仕員派遣事業・要約筆記者派遣事業・手話通訳者設置事業
(7) 日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具・自立生活支援用具・在宅療養等支援用具・情報意思疎通支援用具・排泄管理支援用具 等
(8) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修の実施
(9) 移動支援事業	ガイドヘルパーの派遣
(10) 地域活動支援センター事業	地域活動支援センター(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型)での通所サービスや意識啓発事業 等
【任意事業】	
(11) 市が自主的に取り組む事業	日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、社会参加支援事業

【成果目標】

- 1 施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築



第2章 障害福祉サービス等提供体制確保に関する成果目標

本章では、国の基本指針により、障害福祉サービス等の提供体制確保についての成果目標を、本市における実情に応じて設定するものです。

1 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある人が、今後、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等での地域生活を送ることができるようになることを目指し、令和8年度における目標を下記のとおり設定します。

【成果目標①】 施設入所から地域生活に移行する者の数

【成果目標②】 施設入所者の削減数

■国が示す基本的な考え方

①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

*令和5年度末において、令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加える。

本市における考え方

【成果目標①】

施設入所から地域生活に移行する者の数について、国が示す目標値は上記のとおりですが、山口県では、この考え方を基本に、山口県の令和4年度実績値(1.0%)や地域生活への移行等に関する意向なども踏まえ、実現可能な目標設定を求めています。

こうしたことから、本市の目標値を、山口県の第6期計画における目標値と同じ1.9%とします。(地域生活移行者数:5人)



【成果目標②】

施設入所者の削減数について、山口県の第6期計画においては、削減目標であった1.8%を達成する見込みです。

一方、本市では施設入所者数が増加する中で、令和8年度に向けては削減を目指していくことから、山口県の第6期計画における目標値と同じ1.8%とします。(施設入所者の削減数:5人)

項目	目標	算出根拠等
【成果目標①】 令和8年度末の地域生活移行者数	5人	令和4年度末時点の施設入所者236人(*)を基準とし、1.9%の人がグループホームなどへ移行すると見込む
【成果目標②】 令和8年度末の施設入所者の削減数	5人	令和4年度末時点の施設入所者236人(*)を基準とし、1.8%の削減を見込む

(*)令和4年度末時点の施設入所者236人は、令和4年度末時点の施設入所者数252人から本市における継続入所者16人を除いた人数。

継続入所者数とは、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。))による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定施設等」という。)に入所していた者(18歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているものの数。

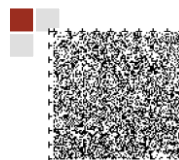
目標達成のための方策

【成果目標①】

・障がいのある人が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援体制の整備について、地域自立支援協議会等を活用し、引き続き取り組みます。

【成果目標②】

・地域生活支援拠点等の整備とともに、地域の相談支援体制を強化し、本人や家族の意向を伺いながら地域での生活を支援できる体制の整備を継続します。



<参考>

本市の第四次計画で掲げた成果目標についての令和4年度時点の達成状況は下記のとおりです。

【成果目標①】 令和5年度末の地域生活移行者数

令和5年度目標	令和4年度実績	令和4年度時点 達成率
4人*	2人	50.0%

*令和元年度末時点の施設入所者231人を基準とし、1.6%の人がグループホームなどへ移行すると見込む

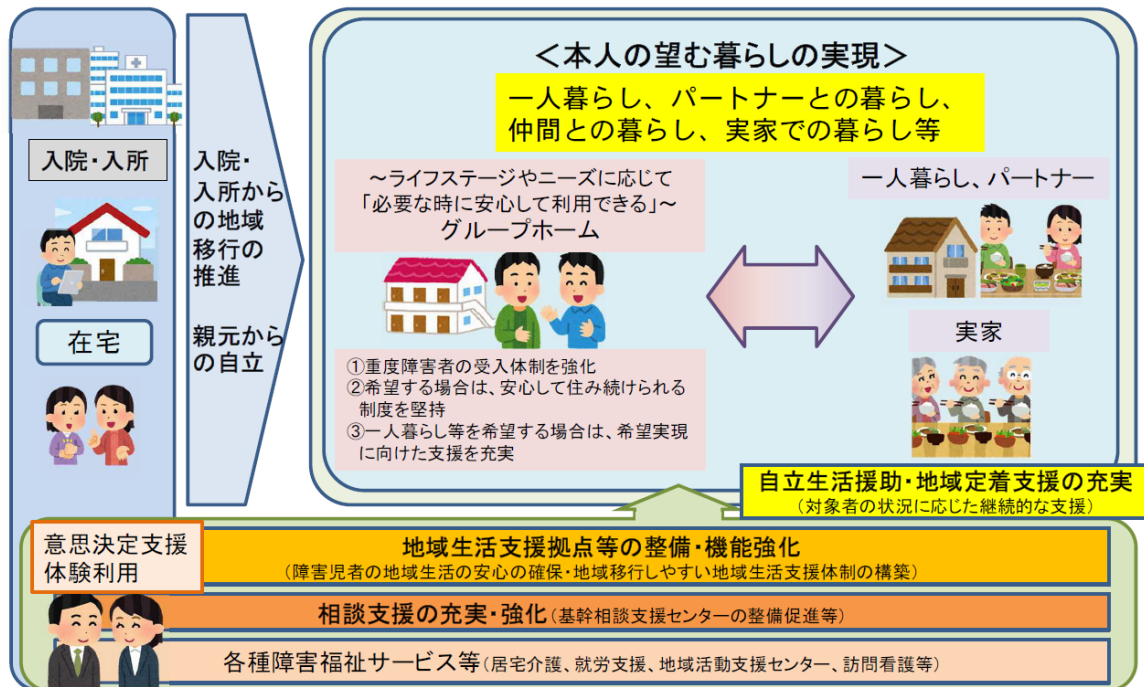
【成果目標②】 令和5年度末の施設入所者の削減数

令和5年度目標	令和4年度実績	令和4年度時点 達成率
4人減*	5人増	0.0%

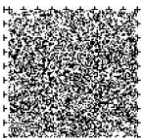
*令和元年度末時点の施設入所者231人を基準とし、1.6%の削減を見込む

障害者が希望する地域生活の実現のための支援の充実

障害者が希望する地域生活の実現及び継続を支援するため、**障害者の地域生活支援施策を充実・強化。**



図表1:厚生労働省資料

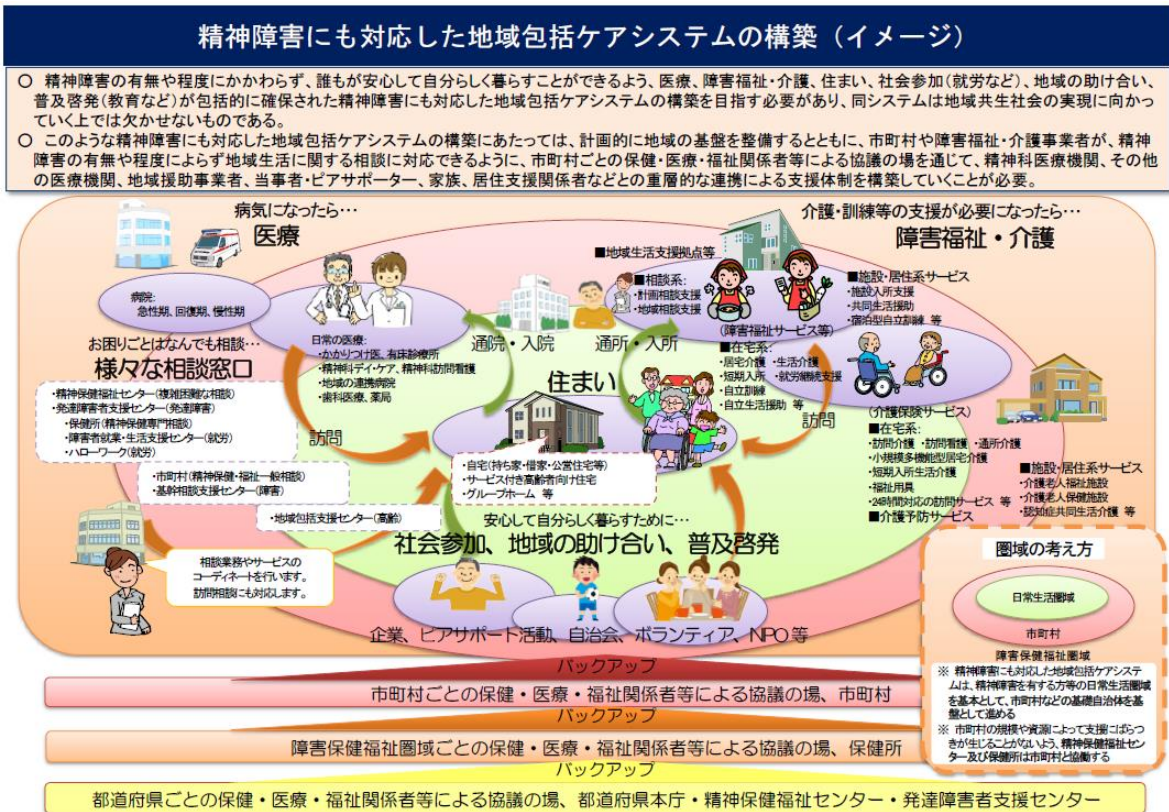


2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

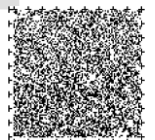
精神障がいの有無や程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるために、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築していくことが重要となっています。

本市においては、当該システムの構築を推進していくための保健、医療、福祉関係者の協議の場として、山口・吉南地区地域ケア連絡会議の「障がい者地域移行専門部会」や地域自立支援協議会を活用していくこととしています。

精神疾患を有する全国の患者数は令和2年に610万人を超え、メンタルヘルスの不調や精神疾患は誰もが経験しうる身近な問題や疾患となっており、それらの予防や早期発見、介入を行うために、住民に身近な市町村において「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進し、相談支援体制を整えることが必要です。



図表2:「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書抜粋



成果目標については、以下の3点を県が目標設定します。

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
- ・精神病床における早期退院率(入院後3か月・6か月・1年時点の退院率)

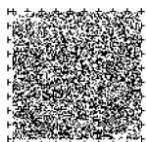
成果目標を達成するための「活動指標」については、国が示す基本的な考え方に基づき設定します。

第五次計画の活動指標と考え方

■国が示す基本的な考え方

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、次に掲げる活動指標の数値の見込みを設定する。(活動指標①～⑧)

- ①市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
- ②市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者数の見込みを設定する。
- ③市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- ④現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- ⑤現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- ⑥現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- ⑦現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- ⑧現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。



本市における活動指標と見込値

【活動指標①～③】

山口・吉南地区地域ケア連絡会議「障がい者地域移行専門部会」や、地域自立支援協議会等での協議を想定しています。

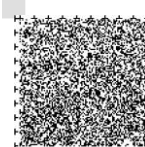
【活動指標④～⑧】

現在の利用者数等を踏まえ、見込数を算出しています。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
②保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	人	10	10	10
③保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
④精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人/月	1	1	1
⑤精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人/月	1	1	1
⑥精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人/月	70	70	70
⑦精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人/月	2	2	2
⑧精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数 新規	人/月	22	22	22

目標達成のための方策

- ・引き続き相談支援事業所等と連携し、地域における福祉の基盤整備を進め、地域移行・地域定着支援等を着実に進めていきます。
- ・山口・吉南地区地域ケア連絡会議や、地域自立支援協議会を活用し、病院や施設関係者と地域の支援者との情報共有や課題等を検討し取組を行います。
- ・ストレス対処や精神疾患に関する正しい理解の普及、精神障がい者との交流などによる偏見をなくす取組等、啓発活動を推進します。
- ・関係機関と連携を図りながら、メンタルヘルスに課題を持つ人や精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるような重層的な連携による支援体制について検討します。



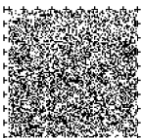
<参考>

本市の第四次計画で掲げた活動指標の実績値は下記のとおりです。

項目	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
①保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	0	1
②保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	人	0	0	6
③保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
④精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人/月	1	1	0
⑤精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人/月	0	0	0
⑥精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人/月	64	68	67
⑦精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人/月	1	1	1
⑧精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	人/月	22	19	21

※④～⑧について、令和3年度、令和4年度は4月～3月の実績、令和5年度は4月～9月の実績から算出

※⑧は第五次計画からの新たな活動指標



3 地域生活支援の充実

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援するための機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等）を整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備（地域生活支援拠点等の整備）が、国が示す新たな目標として本市の第三次計画から盛り込まれ、地域の実情に応じて必要な機能を整備することが求められたところです。

本市においても、次の2点を段階的に検討、整備していくとともに、地域の相談支援専門員等と連携し、支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなど、その機能の充実を図る必要があります。

(1)緊急時の相談や短期入所等の受入・対応体制を整備することにより、地域における生活の安心感を担保する機能の整備

(2)入所施設や病院、親元からのグループホームや一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制の整備

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要があります。

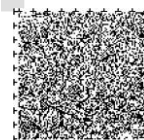
【成果目標①】 地域生活支援拠点等の整備及びその運用状況の検証及び検討

【成果目標②】 強度行動障害を有する障害者に関する支援体制の整備 **新規**

■国が示す基本的な考え方

①令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業者等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

②令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。



本市における考え方

【成果目標①-1】

本市では、令和5年度末までに地域生活支援拠点等を整備し、市ウェブサイトで公表する予定としています。

【成果目標①-2】

地域生活支援拠点等の支援の実績を踏まえ、機能の充実にに向けた運用状況の検証及び検討を実施し、山口市障がい福祉施策懇話会において公表します。

【成果目標②】

国の基本指針を踏まえ、強度行動障がいをもつ障がい者に関して、その状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備について検討します。

項目	目標	算出根拠等
【成果目標①-1】 地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和5年度末までに整備予定
【成果目標①-2】 機能の充実にに向けた運用状況の検証及び検討	年6回	令和6年度以降、運用状況の検証及び検討を実施
【成果目標②】 強度行動障害をもつ障害者に関する支援体制の整備 新規	確保	令和8年度までに確保する

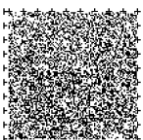
成果目標を達成するための「活動指標」については、国が示す基本的な考え方に基づき設定します。

第五次計画の活動指標と考え方

■国が示す基本的な考え方

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、次に掲げる活動指標の数値の見込みを設定する。

①地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数の年間の見込み数を設定する。



本市における活動指標と見込値

【活動指標①】

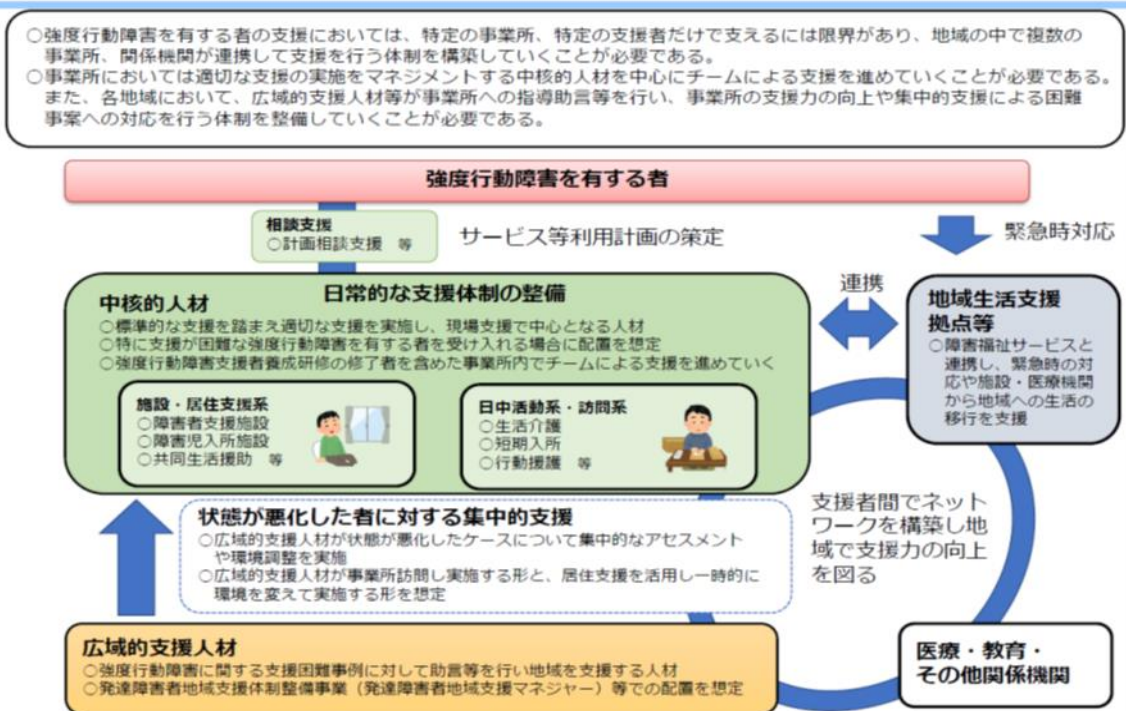
地域で支えあう仕組み(体制)づくりを基幹相談支援センター及び地域の相談支援事業所間のネットワークで推進することで、コーディネーター機能を果たします。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	人	5	5	5

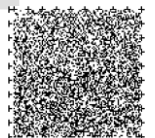
目標達成のための方策

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実・強化のため、地域の障がい者等や家族、関係者からニーズを把握し、継続的にPDCAサイクルで検証・検討していきます。
- ・障がい者等や家族と関わりのある相談支援事業所の相談支援専門員等と連携して、緊急時の支援リスクが高い方(独居、身寄りなし、医療的ケアが必要な世帯等)をあらかじめ把握し、緊急時を見据えた予防的な取組を推進します。
- ・支援困難度が高い強度行動障がい者の地域での受入促進へ向けた支援体制の推進等に関して協議をする場をつくります。

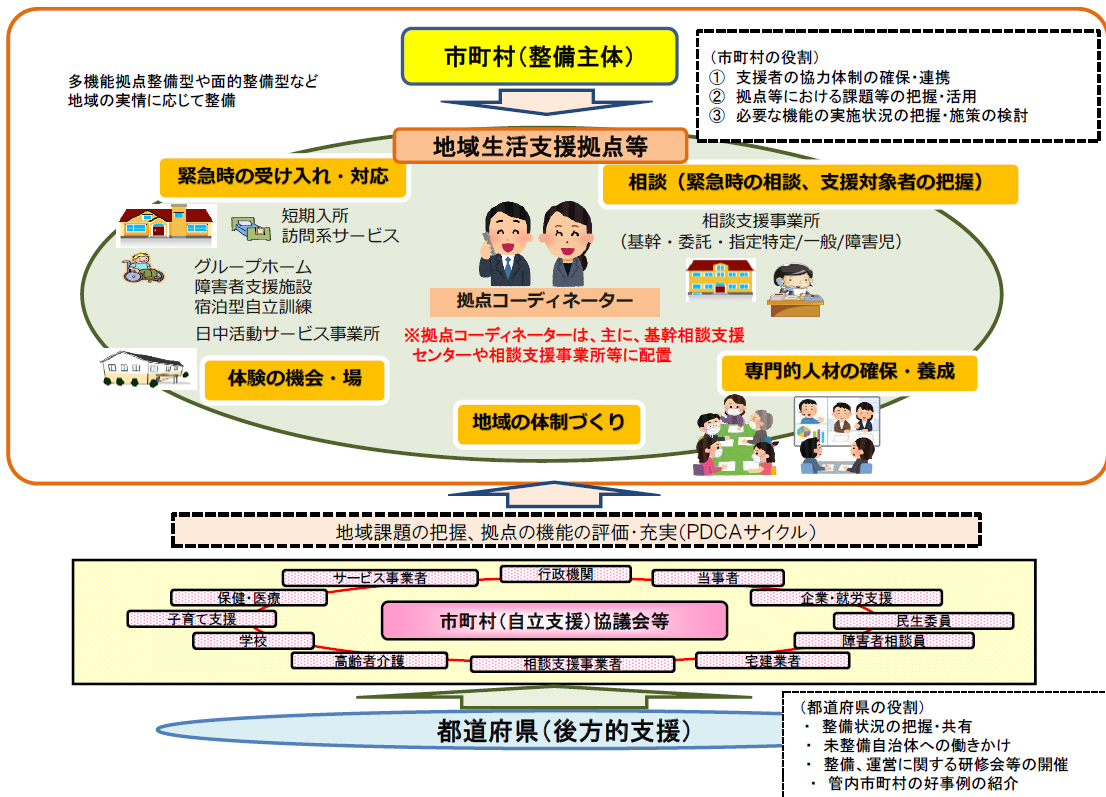
強度行動障害を有する者の地域の支援体制イメージ



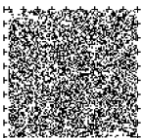
図表3:厚生労働省資料



地域生活支援拠点等・基幹相談支援センター・協議会の関係（イメージ図）



図表4: 地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き抜粋



4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進するための目標を設定します。

【成果目標①】 一般就労への移行者数

【成果目標②】 就労定着支援事業の利用者数

【成果目標③】 協議会等を設けての取組の推進 新規

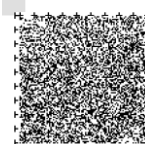
■国が示す基本的な考え方

- ①令和8年度中に一般就労に移行する人数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める(就労移行支援:1.31倍以上、就労継続支援A型:1.29倍以上、就労継続支援B型:1.28倍以上)。
- ②令和8年度の就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ③都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。

本市における考え方

国が示す基本的な考え方に基づき目標値を設定します。

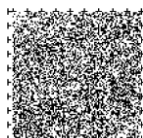
項目	目標	算出根拠等
【成果目標①-1】 令和8年度の一般就労移行者数	25人	令和3年度中に福祉施設から一般就労に移行した18人を基準とし、国が示す伸び率1.28倍から算出した者の数 ※成果目標①-2 ~ ①-4の合計値



項目	目標	算出根拠等
【成果目標①-2】 令和8年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	12人	令和3年度の就労移行支援事業から一般就労へ移行した9人を基準とし、国が示す伸び率1.31倍から算出した者の数
【成果目標①-3】 令和8年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	7人	令和3年度の就労継続支援A型事業から一般就労へ移行した5人を基準とし、国が示す伸び率1.29倍から算出した者の数
【成果目標①-4】 令和8年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	6人	令和3年度の就労継続支援B型事業から一般就労へ移行した4人を基準とし、国が示す伸び率1.28倍から算出した者の数
【成果目標②】 令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	16人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数11人を基準とし、国が示す伸び率1.41倍から算出した者の数
【成果目標③】 協議会等を設けての取組の推進 新規	推進	地域自立支援協議会就労支援部会の活動強化及び「山口市雇用対策協定」による取組等において推進

目標達成のための方策

- ・就労移行支援等の活用により、就労への移行を促進します。
- ・障がい者法定雇用率が段階的に引き上げられることを踏まえて、障がい者雇用への理解及び環境整備の促進を働きかけます。
- ・企業が求める人材像を幅広く理解して、障がいのある人の個々の能力に合わせた就労支援や定着支援ができるように、就労支援事業所の職員のスキルアップを図ります。
- ・障がい者の希望や能力に沿った就労の実現が図られるよう、地域自立支援協議会就労支援部会や山口市雇用対策協定運営協議会等を通じて、地域における障がい者の就労支援に関する状況を把握し、関係機関等と共有した上で、障がい者の就労支援の充実に努めます。



<参考>

本市の第四次計画で掲げた成果目標についての令和4年度時点の達成状況は下記のとおりです。

【成果目標①-1】 令和5年度の一般就労移行者数

令和5年度目標	令和4年度実績	令和4年度時点 達成率
39人*	7人	17.9%

*令和元年度中に福祉施設から一般就労に移行した30人を基準とし、国が示す伸び率1.27倍から算出した者の数

【成果目標①-2】 令和5年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数

令和5年度目標	令和4年度実績	令和4年度時点 達成率
23人*	4人	17.4%

*令和元年度の就労継続支援A型事業から一般就労へ移行した17人を基準とし、国が示す伸び率1.30倍から算出した者の数

【成果目標①-3】 令和5年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

令和5年度目標	令和4年度実績	令和4年度時点 達成率
4人*	2人	50.0%

*令和元年度の就労継続支援A型事業から一般就労へ移行した3人を基準とし、国が示す伸び率1.26倍から算出した者の数

【成果目標①-4】 令和5年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数

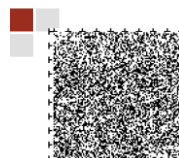
令和5年度目標	令和4年度実績	令和4年度時点 達成率
12人*	1人	8.3%

*令和元年度の就労継続支援B型事業から一般就労へ移行した9人を基準とし、国が示す伸び率1.23倍から算出した者の数

【成果目標②】 令和5年度における就労定着支援事業の利用者数

令和5年度目標	令和4年度実績	令和4年度時点 達成率
28人*	14人	50.0%

*令和5年度一般就労移行者数見込39人の7割が就労定着支援事業を利用することとする



5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい種別ごとのニーズやライフステージに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。

【成果目標①】 児童発達支援センターの設置

【成果目標②】 障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築 新規

【成果目標③】 主に重症心身障害児を支援する事業所の設置

【成果目標④】 医療的ケア児のための協議の場の設置等

■国が示す基本的な考え方

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ②各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

本市における考え方

【成果目標①】

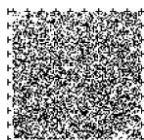
本市では、既に1か所の児童発達支援センターが設置されており、現状を維持します。

【成果目標②】

児童発達支援センターの事業実施において推進します。

【成果目標③】

本市では、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が各1か所設置されており、現状を維持します。



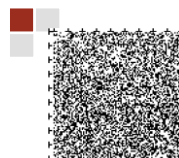
【成果目標④】

地域自立支援協議会等を活用し情報共有等を実施するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置により専門的な相談支援に対応できるよう体制を維持します。

項目	目標	算出根拠等
【成果目標①】 児童発達支援センターの設置	1か所	平成24年度に設置済
【成果目標②】 保育所等訪問支援等を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築 新規	推進	巡回支援専門員整備事業や発達障がい児地域支援体制強化事業の実施において推進
【成果目標③-1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	1か所	令和2年度に開設済
【成果目標③-2】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	1か所	令和2年度に開設済
【成果目標④-1】 医療的ケア児のための協議の場の設置	継続実施	地域自立支援協議会等を活用し情報共有等を実施
【成果目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	継続配置	令和2年度に配置し、山口県ホームページで公表済

目標達成のための方策

・引き続き国の指針に基づき、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供できる体制の充実を図ります。



6 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業所等は、障がい者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携に努めることが必要となります。

そのため、障がい者基幹相談支援センターの機能強化及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けて取り組みます。

【成果目標①】 基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保

【成果目標②】 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等への取組及び協議会の体制の確保 新規

■国が示す基本的な考え方

- ①令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

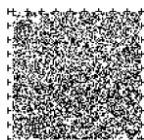
本市における考え方

【成果目標①】

障がい福祉課内に設置、運営している山口市基幹相談支援センターを地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、その機能強化に努め、地域自立支援協議会を活用しながら、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を充実します。

【成果目標②】

地域自立支援協議会の活動強化により、その体制を確保します。



項目	目標	算出根拠等
【成果目標①】 基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	充実	平成26年度に直営でセンター設置済 加えて、センターの機能強化、地域自立支援協議会の活用により充実する
【成果目標②】 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等への取組及び協議会の体制の確保 新規	確保	地域自立支援協議会の活動強化により確保する

成果目標を達成するための「活動指標」については、国が示す基本的な考え方に基づき設定します。

第五次計画の活動指標と考え方

■国が示す基本的な考え方

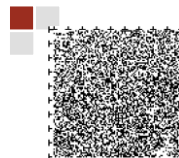
相談支援体制を充実・強化するため、また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、次に掲げる活動指標の数値の見込みを設定する。(活動指標①～⑦)

- ①地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
- ②地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
- ③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。
- ④個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。
- ⑤基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
- ⑥協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数の見込みを設定する。
- ⑦協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)の見込みを設定する。

本市における活動指標と見込値

【活動指標①～③】

基幹相談支援センターの具体的な業務内容であり、今後も引き続き取り組んでいくことから、令和4年度の実績と同程度と見込んでいます。



【活動指標④】

「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き(令和2年3月)」を活用し、実施を検討します。

【活動指標⑤】

基幹相談支援センター等機能強化事業を活用し、主任相談支援専門員を確保します。

【活動指標⑥】

既存の各種会議体を活用して実施します。

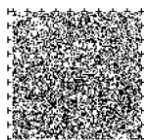
【活動指標⑦】

地域自立支援協議会における活動実績を見込んでいます。

- ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化(①～⑤)
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善(⑥～⑦)

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	9	9	9
②地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	6	6	6
③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	8	8	8
④個別事例の支援内容の検証の実施回数 新規	回	1	1	1
⑤主任相談支援専門員の配置 新規	人	1	1	1
⑥-1 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 新規	回	10	10	10
⑥-2 参加事業者・機関数 新規	事業所・機関	6	6	6
⑦-1 協議会の専門部会の設置数 新規	部会	5	5	5
⑦-2 専門部会の実施回数 新規	回	15	15	15

※活動指標の④～⑦については、第五次計画からの新たな活動指標であることから、見込値については、今後の検討において変更する可能性があります。



目標達成のための方策

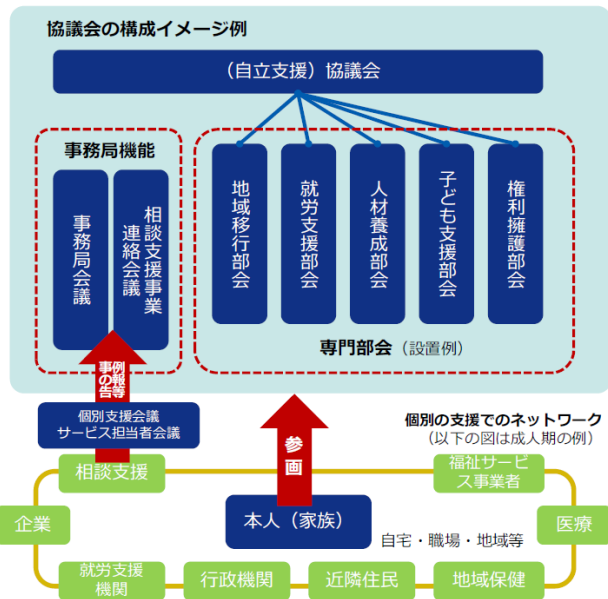
- ・地域の相談支援に携わる職員の資質の向上、関係機関とのネットワークの強化を図り、対応困難事例の課題解決等に取り組み、地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。
- ・地域自立支援協議会相談支援部会において、個別の課題等を幅広く把握する立場にある相談支援専門員間の連携強化を図るとともに、相談体制及び質の向上について検討し、支援体制の強化につなげます。
- ・障がい福祉分野の諸課題に対応するため、地域自立支援協議会の機能強化を目指し、協議会全体のあり方の検討、各部会の活性化に取り組みます。
- ・地域の計画相談支援等、障害者相談支援事業(委託相談)、基幹相談支援センターによる重層的な相談支援体制について、検証・評価を行い、充実・強化に努めます。

市町村協議会の主な機能

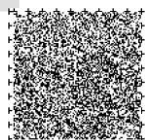
(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ・地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
 - ・地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
 - ・地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
 - ・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
 - ・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
 - ・地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
 - ・市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
 - ・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
 - ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
 - ・市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
 - ・専門部会等の設置、運営等
- 〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について〕。(平成25年3月28日 障発0328-8)



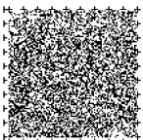
図表5:厚生労働省資料



<参考>

本市の第四次計画で掲げた活動指標についての実績値は下記のとおりです。

項目	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
①地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	4	8	9
②地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	6	6	7
③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	6	9	9



7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供することが重要です。

利用者の個々のニーズに対応できるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を図ります。

【成果目標】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

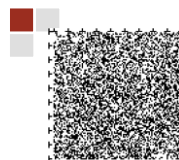
■国が示す基本的な考え方

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

本市における考え方

県が実施する研修への市職員の積極的な参加のほか、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を分析・活用し、事業所等と共有する体制を構築します。

項目	目標	算出根拠等
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築	構築	令和8年度までに構築する



成果目標を達成するための「活動指標」については、国が示す基本的な考え方に基づき設定します。

第五次計画の活動指標と考え方

■国が示す基本的な考え方

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築するため、次に掲げる活動指標の数値の見込みを設定する。(活動指標①～②)

①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。

本市における活動指標と見込値

【活動指標①】

山口県が例示した研修会等への参加人数を見込んでいます。

【活動指標②】

事業所等と情報共有をする機会を設定します。

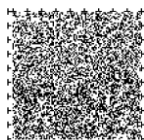
項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	実施の有無	有 (8人)	有 (8人)	有 (8人)
②障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	体制の有無	有 (1回)	有 (1回)	有 (1回)

※山口県が実施する①の研修(例示)

- ・相談支援従事者研修
- ・サービス管理責任者研修
- ・児童発達支援管理責任者研修
- ・強度行動障害支援者養成研修
- ・医療的ケア児等支援者コーディネーター養成研修
- ・障害者虐待防止・権利擁護研修
- ・障害支援区分認定調査員研修
- ・市町審査会委員研修

目標達成のための方策

- ・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修を職員が計画的に受講するよう努めます。
- ・障害者自立支援審査支払システムの審査結果を分析等し、事業所等との情報共有に努めます。

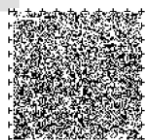


<参考>

本市の第四次計画で掲げた活動指標についての実績値は下記のとおりです。

項目	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	実施の有無	有 (9人)	有 (9人)	有 (6人)
②障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	体制の有無	無 (0回)	無 (0回)	無 (0回)

※②毎月、障害者自立支援審査支払システムにより給付内容の審査を行い、適正な支援が提供されるよう必要に応じてサービス提供事業者に対して連絡調整を行っていますが、組織的な対応とはなっていない状況です。



第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策

本章では、第2章で定めた、成果目標等を達成するために必要な、総合支援法に基づくサービス提供量等の見込みとその確保策を定めます。

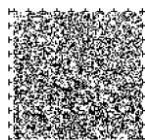
1 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	食事や入浴、排泄などの身体介護や身体介護を伴わない家事援助等を障がいのある人の居宅に出向いて提供します。
重度訪問介護	常時介護を必要とする障がいのある人に対して、食事・入浴・排泄の身体介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動の際の介護を総合的に提供します。重度の肢体不自由のある人もしくは知的障がいのある人又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が対象です。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいがある人について、外出時に同行し、移動に必要な情報提供とともに移動の援護その他の支援を提供します。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して居宅介護等を包括的に提供します。

第五次計画の見込量

サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①居宅介護	人/月	実利用人数	154	159
	時間/月	延利用時間	2,156	2,226	2,296
②重度訪問介護	人/月	実利用人数	12	12	12
	時間/月	延利用時間	2,700	2,700	2,700
③同行援護	人/月	実利用人数	34	34	34
	時間/月	延利用時間	510	510	510



サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	④行動援護	人/月	実利用人数	1	1
時間/月		延利用時間	15	15	15
⑤重度障害者等包括支援	人/月	実利用人数	0	0	0
	時間/月	延利用時間	0	0	0

第五次計画の見込量の考え方

【①居宅介護】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度までの実績は概ね横ばいですが、令和5年度に入り増加傾向となっていることを踏まえ、令和4年度を基準に年5人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用時間については、令和3年度から令和4年度までの実績から、一人あたり14時間/月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	142	144	154
時間/月	1,943	1,998	2,164

*令和3年度、令和4年度は4月～3月の実績、令和5年度は4月～9月の実績から算出

(以降、この章では同じ)

【②重度訪問介護】

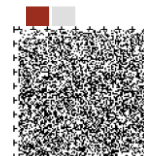
・実利用人数については、令和3年度から令和4年度までの実績が横ばいですが、令和5年度には増加を見込んでいるため、今後も12人で見込んでいます。

・利用時間については、令和3年度から令和4年度までの実績から、一人あたり225時間/月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	11	11	12
時間/月	2,468	2,455	2,619

【③同行援護】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度までの実績が概ね横ばいであることを踏まえ、令和4年度の実績と同人数を見込んでいます。



・利用時間については、コロナ禍前の令和元年度の実績を見込み、一人あたり15時間／月とします。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	31	34	33
時間/月	446	436	429

【④行動援護】

- ・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで利用者はありませんでしたが、1人の利用を見込んでいます。
- ・利用時間については、同行援護と同じく一人あたり15時間／月で見込んでいます。

【⑤重度障害者等包括支援】

- ・これまで利用実績がないことや県内に事業所がないことなどから、利用は見込んでいません。

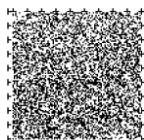
見込量を確保するための方策

【①居宅介護、②重度訪問介護、③同行援護、④行動援護】

- ・人材の育成や確保に努め、サービスの充実を図ります。
- ・自立を促すサービス提供が実施できるよう、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画に基づき、相談支援事業所と連携し、個々の状況に応じたサービスの支給決定を行います。

【⑤重度障害者等包括支援】

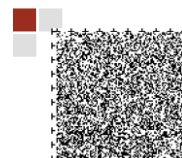
- ・事業所の確保を図ります。



2 日中活動系サービス

【サービスの概要】

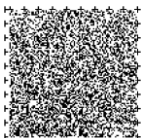
サービス名		サービスの概要
生活介護		<p>常時介護を必要とする人が安定した生活を営むために、主として昼間に支援施設で入浴、排泄、食事の介護を行うほか、創作活動や生産活動の機会を提供します。障害支援区分3以上(施設入所の場合は4以上)、50歳以上の人の場合は障害支援区分2以上(施設入所の場合は3以上)の人が対象です。</p>
自立訓練(機能訓練)		<p>地域生活を営むうえで必要な身体機能を維持・回復・向上させるために、作業療法や理学療法によるリハビリテーションや歩行訓練、家事等の日常生活上の活動訓練、コミュニケーションの訓練、これらについての相談・支援を18か月以内の期間を標準として個別の支援計画に基づいて行います。</p>
自立訓練 (生活訓練)	(生活訓練)	<p>障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に通って、地域での日常生活で必要になる食事や家事などの訓練や日常生活上の相談を行う支援です。24か月以内の期間を標準として、利用者の自宅又は一定の場所に通って訓練を行うものです。ただし、長期間通所・入院をしていた人については36か月以内を標準の期間とします。</p>
	(宿泊型自立訓練)	<p>日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等を対象に、地域移行に向けて、一定期間、居室その他の設備を利用しながら、帰宅後の家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言そのほかの必要な支援を行います。標準期間は生活訓練と同じです。</p>
就労選択支援		<p>障がいのある人自身が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。</p>
就労移行支援		<p>一般企業等への就労を希望する人に、2年間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p>



就労継続支援(A型)	通常の事業所に雇用されることが困難ではあるが、雇用契約に基づく就労が可能である人に対して作業所への通所など、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が困難である人に対して、雇用契約に基づかない作業所内における就労の機会を提供します。
就労定着支援	一般就労した障がいのある人に対して就職先の企業や自宅へ訪問等し、必要な連絡調整や指導・助言を行い、職場に定着できるよう支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	介護者が病気などで一時的に介護ができない場合に、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。

第五次計画の見込量

サービス名		単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①生活介護	人/月	実利用人数	471	479	487	
	人*日/月	延利用日数	9,420	9,580	9,740	
②自立訓練(機能訓練)	人/月	実利用人数	1	1	1	
	人*日/月	延利用日数	15	15	15	
③自立訓練 (生活訓練)	(生活訓練)	人/月	実利用人数	26	26	26
		人*日/月	延利用日数	390	390	390
	(宿泊型自立訓練)	人/月	実利用人数	8	8	8
		人*日/月	延利用日数	224	224	224
④就労選択支援	人/月	実利用人数		28	56	
	人*日/月	延利用日数		280	560	
⑤就労移行支援	人/月	実利用人数	27	28	29	
	人*日/月	延利用日数	432	448	464	
⑥就労継続支援(A型)	人/月	実利用人数	69	74	79	
	人*日/月	延利用日数	1,380	1,480	1,580	
⑦就労継続支援(B型)	人/月	実利用人数	589	604	619	
	人*日/月	延利用日数	9,424	9,664	9,904	



サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑧就労定着支援	人/月	実利用人数	14	15	16
⑨療養介護	人/月	実利用人数	21	21	21
⑩短期入所 (福祉型)	人/月	実利用人数	83	93	103
	人*日/月	延利用日数	664	744	824
⑪短期入所 (医療型)	人/月	実利用人数	1	1	1
	人*日/月	延利用日数	3	3	3

人*日/月:「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出される

*生活介護は、継続入所者数 15人(令和4年度実績値)を除く。

*就労選択支援は、令和7年10月開始予定。

*就労継続支援(B型)は、継続入所者数 1人(令和4年度実績値)を除く。

第五次計画の見込量の考え方

【①生活介護】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで増加していることを踏まえ、令和4年度を基準に年8人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用日数は、令和3年度から令和4年度までの実績から、一人あたり20日/月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	447	455	464
人*日/月	8,960	9,049	9,416

*生活介護の実績に関し、下記の継続入所者数を除く。

(令和3年度以降:15人)

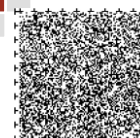
【②自立訓練(機能訓練)】

・実利用人数については、平成29年度以降利用者はありませんが、1人の利用を見込んでいます。

・利用日数については、利用人数を1人と利用を見込んでいることから、平成28年度の実績と同日数である15日/月を見込んでいます。

【③-1 自立訓練(生活訓練)】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで概ね横ばいであることから、令和4年度の実績と同人数を見込んでいます。



・利用日数については、令和3年度から令和4年度までの実績から、両年度の実績の平均値である15日／月を見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	25	26	29
人*日/月	347	421	409

【③-2 自立訓練(宿泊型自立訓練)】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで概ね横ばいであることから、令和4年度の実績と同人数を見込んでいます。

・利用日数については、令和3年度から令和4年度までの実績から、令和4年度の実績と同日数(28日／月)を見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	7	8	9
人*日/月	168	219	243

【④就労選択支援】

・令和7年度(10月)から創設される、就労系サービス利用前のアセスメントを行う事業であり、就労継続支援(B型)の新規利用者が前もって利用することを踏まえ、令和4年度の実績値を基準とし、令和4年度の実績値を基準とし、年1人ずつ増加すると見込んでいます。

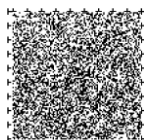
・利用日数は、概ね2週間程度のサービス利用期間と見込まれていることから、一人あたり10日／月で見込んでいます。

【⑤就労移行支援】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度にかけて大きく減少していますが、一般就労への移行は成果目標でもあることから、令和4年度の実績値を基準とし、年1人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用日数については、令和3年度から令和4年度までの実績から、一人あたり16日／月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	36	25	18
人*日/月	545	365	290



【⑥就労継続支援(A型)】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで増加していることを踏まえ、令和4年度を基準に年5人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用日数については、令和3年度から令和4年度までの実績から、一人あたり20日／月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	43	59	68
人*日/月	837	1,138	1,310

【⑦就労継続支援(B型)】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで増加していることを踏まえ、令和4年度の実績を基準とし、年15人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用日数については、令和3年度から令和4年度までの実績から、一人あたり16日／月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	512	559	585
人*日/月	8,306	8,932	9,383

*就労継続支援(B型)の実績に関し、各年度の継続入所者1人を除く。

【⑧就労定着支援】

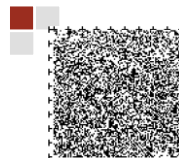
・一般就労への移行に加え、一般就労の定着も重要であること、また、本事業の利用者数の増加は成果目標でもあることから、年1人ずつ増加すると見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	11	14	9

【⑨療養介護】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度までやや増加傾向でしたが、今後は横ばいで推移すると見込むことから、令和4年度の実績と同人数を見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	19	21	22



【⑩短期入所(福祉型)】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まではコロナ禍で低調な実績でしたが、令和5年度に入り増加傾向となっていることを踏まえ、令和4年度を基準に年10人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用日数については、令和3年度から令和4年度までの実績から、一人あたり8日／月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	58	63	84
人*日/月	493	555	668

【⑪短期入所(医療型)】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで横ばいであることから、令和4年度の実績と同人数を見込んでいます。

・利用日数については、コロナ禍前の令和元年度の実績と同日数(3日／月)を見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	1	1	1
人*日/月	1	1	3

見込量を確保するための方策

【①生活介護】

・総合支援学校の卒業生の受け入れ先の確保を図りつつ、障がいのある人の日中の活動の場を確保するため、関係機関や事業所等と連携し、人材の確保を図るとともに、引き続き事業所の確保を図ります。

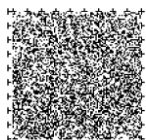
【②自立訓練(機能訓練)、③自立訓練(生活訓練)】

・事業所の確保を図ります。

【④就労選択支援、⑤就労移行支援、⑥就労継続支援(A型)、⑦就労継続支援(B型)、⑧就労定着支援】

・引き続き市ウェブサイト等で、各事業所の特色など分かりやすい情報提供を行い、障がいのある方の働くことへの意欲を醸成します。

・地域自立支援協議会等において就労系サービスの利用実態の把握に努め、就労系サービス提供事業者へ情報提供します。



・就労選択支援事業所については、その主旨に基づき事業所開設に向けた働きかけを行います。

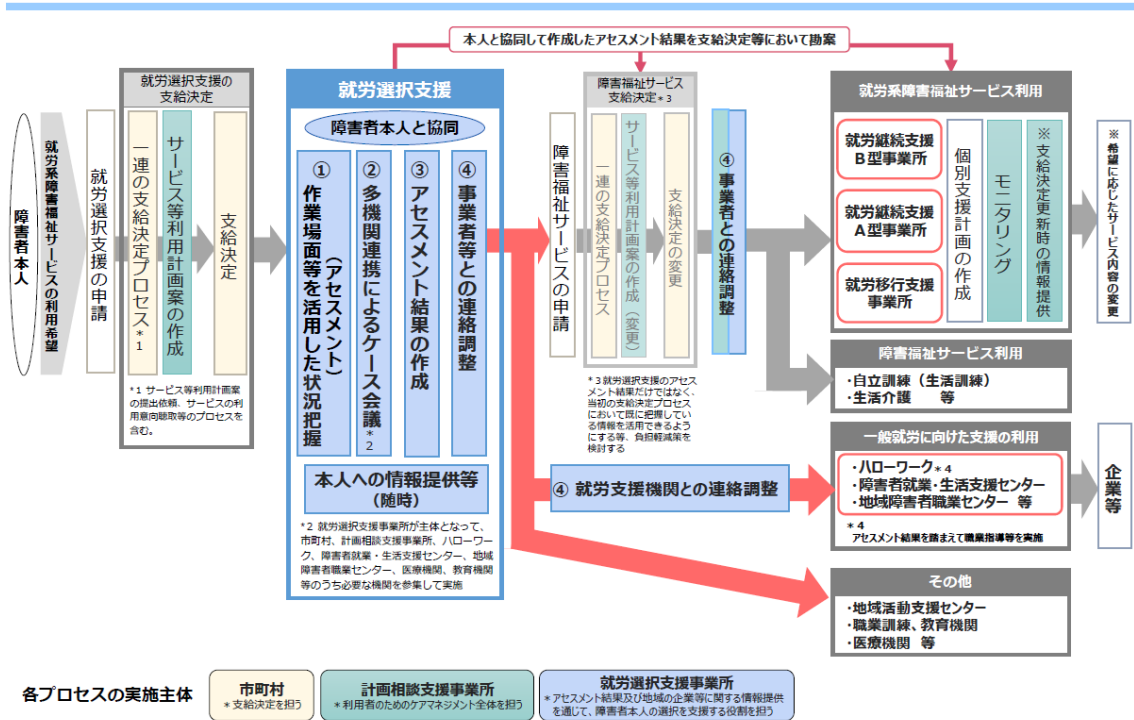
【⑨療養介護、⑩短期入所(福祉型)、⑪短期入所(医療型)】

・市内及び近隣自治体の事業所の活用を合わせて、サービス提供体制の確保を図ります。

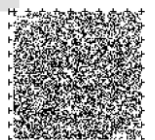
【共生型サービス】

・介護保険と障がい福祉の両事業者の意向を確認しつつ、共生型サービスの整備を推進します。

就労選択支援の基本プロセスについて



図表5:厚生労働省資料



3 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している障がいがある人に対して、主に夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護などを提供するものです。
自立生活援助	施設等から一人暮らしをする知的・精神に障がいのある人に対して、定期的な巡回訪問等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整などを行い、地域生活を支援するものです。

第五次計画の見込量

サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①共同生活援助	人/月	実利用人数	233	237	241
②施設入所支援	人/月	実利用人数	233	232	231
③自立生活援助	人/月	実利用人数	4	4	4

*施設入所支援は、継続入所者数 16人(令和4年度実績値)を除く。

第五次計画の見込量の考え方

【①共同生活援助】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで増加していることを踏まえ、令和4年度を基準に年4人ずつ増加すると見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	221	225	232

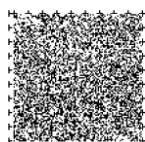
【②施設入所支援】

・成果目標である施設入所者の地域生活への移行の増加を踏まえ、年1人ずつ減少すると見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	229	234	237

*施設入所支援の実績に関し、下記の継続入所者数を除く。

(令和3年度以降:16人)



【③ 自立生活援助】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで横ばいであることから、令和4年度の実績と同人数を見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	3	4	3

見込量を確保するための方策

【① 共同生活援助】

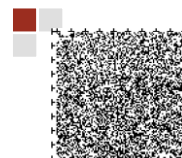
- ・広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保を図ります。
- ・重度障がい者の受け入れが可能な日中サービス支援型の事業所開設に向けた働きかけを行います。

【② 施設入所支援】

- ・関係機関と連携しながら、地域生活への移行を推進し、入所者数の減少を図ります。

【③ 自立生活援助】

- ・関係機関との連携を図り、地域移行・地域定着支援の利用に関する働きかけを進め、一人暮らしを希望する入院中の精神障がいのある人や施設入所者が安心して地域で生活できるよう制度の周知を行います。



4 相談支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がいのある人等を対象に、支給決定を行う際にサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設に入所している障がいのある人や入院している精神障がいのある人等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応を行います。

第五次計画の見込量

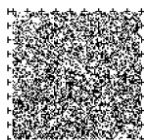
サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①計画相談支援	人/月	実利用人数	394	412	430
②地域移行支援	人/月	実利用人数	1	2	3
③地域定着支援	人/月	実利用人数	1	2	3

第五次計画の見込量の考え方

【①計画相談支援】

・令和3年度から令和4年度までの実績より、令和4年度を基準に年18人ずつ増加すると見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	340	358	372



【②地域移行支援、③地域定着支援】

・地域移行支援・地域定着支援については、令和3年度から令和4年度までの実績は低調ですが、成果目標である施設入所者の地域生活への移行の増加を踏まえ、地域移行支援、地域定着支援ともに年1人ずつ増加すると見込んでいます。

②地域移行支援

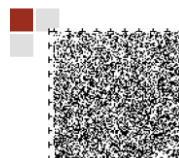
単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	1	1	0

③地域定着支援

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	0	0	0

見込量を確保するための方策

- ・障がいのある人と家族が安心して生活するために必要な相談支援事業所の新設に向けた働きかけや人材の確保・育成を図ります。
- ・緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応など、計画相談支援以外の対応が難しい状況にあるため、地域自立支援協議会等を通じ、地域移行等に係るネットワークの構築に努めます。



5 発達障害者等に対する支援

発達障がい児者の早期発見・早期支援には、家族等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の発達障がい児者及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要であることから、活動指標として以下の取組・目標を設定します。

第五次計画の活動指標の目標値

項目	単位	令和4年度 実績	令和6年度 目標	令和7年度 目標	令和8年度 目標
①-1 ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	人	4	4	4	4
①-2 ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	人	2	2	2	2
②ペアレントメンターの人数	人	18	18	18	20
③ピアサポートの活動への参加人数	人	87	87	87	90

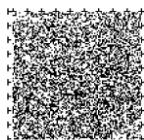
*①ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数:県事業として実施したプログラム等への受講者数(実数)及び実施者数(実数)

*②ペアレントメンターの人数:県事業として養成し、登録されているペアレントメンターの人数

*③ピアサポートの活動への参加人数:ペアレントメンター相談会の参加人数(延数)

目標達成のための方策

- ・発達障がい児地域支援体制強化事業を児童発達支援センターへ委託し、ペアレントメンターの活動支援を行います。
- ・ペアレントトレーニングの実施及びペアレントメンターの養成については、引き続き、県事業の委託を受けている児童発達支援センターと連携し、事業の周知を行います。
- ・ピアサポート(保護者の会)については、保護者への情報提供を行います。



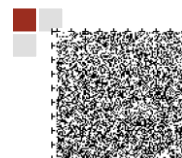
第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策

本章では、第2章で定めた、成果目標等を達成するために必要な、児童福祉法に基づくサービス提供量等の見込みとその確保策を定めます。

1 障害児通所支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	未就学児について、施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。 ※令和6年度から「(福祉型)児童発達支援」と「医療型児童発達支援」が一元化されます。
医療型児童発達支援	未就学児で、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下で支援が必要であると認められた児童について、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療等を行います。
放課後等デイサービス	就学児について、授業の終了後又は休業日に施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他、集団生活を営む施設に通う児童を対象に、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	未就学の重度障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児を対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。



第三次計画の見込量

サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①児童発達支援 ※医療型との合計値	人/月	実利用人数	234	239	244
	人*日/月	延利用日数	1,643	1,678	1,713
②放課後等 デイサービス	人/月	実利用人数	504	527	550
	人*日/月	延利用日数	6,552	6,851	7,150
③保育所等訪問支援	人/月	実利用人数	18	20	22
	人*日/月	延利用日数	36	40	44
④居宅訪問型 児童発達支援	人/月	実利用人数	2	4	6
	人*日/月	延利用日数	4	8	12
⑤障害児相談支援	人/月	実利用人数	226	246	266
⑥医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	人	配置人数	5	5	5

*人*日/月:「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出される

第三次計画の見込量の考え方

【①-1 児童発達支援】

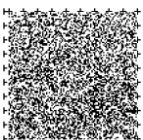
- ・実利用人数については、令和3年度から令和4年度までの利用実績を踏まえ、令和4年度を基準に年5人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・利用日数については、令和4年度の実績から7日/月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	186	219	217
人*日/月	1,274	1,438	1,541

*令和3年度、令和4年度は4月～3月の実績、令和5年度は4月～9月の実績から算出
(以降、この章では同じ)

【①-2 医療型児童発達支援】

- ・令和2年度に市内初の事業所(定員5名)が開設され、令和3年度以降は概ね定員を満たす形で利用されています。今後も定員と同数と見込んでいます。
- ・利用日数については、令和3年度以降の実績から8日/月で見込んでいます。



単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	4	5	4
人*日/月	34	43	25

【②放課後等デイサービス】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度までの実績から、令和4年度を基準に年23人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用日数については、令和3年度以降の実績から13日/月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	435	458	510
人*日/月	5,343	5,507	6,475

【③保育所等訪問支援】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度までの実績及び小学生の利用が増加していることを踏まえ、令和4年度を基準に年2人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用日数については、利用日数の上限が2週に1回のため、2日/月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	10	14	17
人*日/月	10	14	22

【④居宅訪問型児童発達支援】

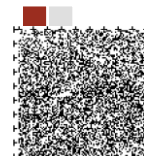
・現在市内に事業所はありませんが、アンケートで利用を希望する人が20人あるため、実利用人数については、事業所の開設も想定し、令和6年度に年2人の利用を見込み、年2人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用日数については、月2回程度の利用を見込み、2日/月で見込んでいます。

【⑤障害児相談支援】

・令和3年度から令和4年度までの利用実績を踏まえ、令和4年度を基準に年20人ずつ増加すると見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	176	186	202



【⑥コーディネーター配置】

・医療的ケア児等からの相談があった場合、医療的ケア児等コーディネーターが配置されている事業所として相談を受け付けること、県ホームページ及び市ウェブサイトにおいて、「医療的ケア児等コーディネーターの配置事業所」として広く一般に公表すること、地域における医療的ケア児等とその家族に対する支援についての協議に協力することを要件に、県が実施するコーディネーター養成講座への受講者推薦を行います。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人	5	5	5

見込量を確保するための方策

【①児童発達支援、②放課後等デイサービス】

・障がい児が必要な支援を受けることができるよう、提供量の確保を図ります。
・利用に係る周知を行います。

【③保育所等訪問支援】

・関係機関との連携を図りながら、保育所・小学校等の安定した利用を促進します。

【④居宅訪問型児童発達支援】

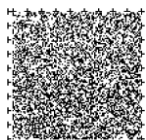
・現在、県内に1事業所の開設にとどまっており、利用に係る周知及び事業所新設への働きかけを行います。

【⑤障害児相談支援】

・障害児通所支援が円滑に利用できるよう、障害児相談支援の充実を図ります。

【⑥コーディネーター配置】

・障害児相談支援事業所等に医療的ケア児支援のため、コーディネーターを配置します。



2 障害児入所支援【県事業】

障害児入所支援には、「福祉型障害児入所施設」と「医療型障害児入所施設」の2つのサービスがあり、県が実施主体になります。

■国が示す市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みの設定にあたっては、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮しながら設定することが必要である。特に、障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行にあたっては、市町村は都道府県、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら、障害児が指定障害児入所施設等(児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。)へ入所した後から、退所後の支援を見据え、18歳以降の支援の在り方について、適切な時期に必要な協議が行われるよう体制整備を図っていくことが必要である。

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
福祉型障害児入所施設	施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設	施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

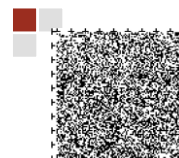
第三次計画の見込量の考え方

【①福祉型障害児入所施設】

- ・令和5年4月1日現在の利用児童数は7人です。
- ・見込量は、実施主体の県が、新規利用の決定や18歳到達による利用の終了等を踏まえ、市町ごとに設定します。

【②医療型障害児入所施設】

- ・令和5年4月1日現在の利用児童数は5人です。
- ・見込量は、実施主体の県が、新規利用の決定や18歳到達による利用の終了等を踏まえ、市町ごとに設定します。



3 子ども・子育て支援

障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、子ども・子育て支援等における障がい児の受入れ体制整備について、定量的な目標を設定します。

■国が示す計画の作成に関する基本的事項

都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。

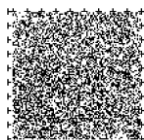
定量的な目標

施設名	定量的な目標(障がい児受入人数見込)(人)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	323	323	323
認定こども園 (2・3号認定のみ)	69	69	69
放課後児童クラブ	121	135	135

定量的な目標の考え方

障害児通所支援利用者を対象としたニーズ調査において、放課後児童クラブの利用希望者を3人把握しました。また、相談支援事業所へのヒアリングにおいて、保育所と放課後児童クラブの利用ニーズが数人あることを把握しました。

これらの結果及び保育所等の障がい児の受入人数の実績のほか、山口市子ども・子育て支援事業計画に基づく新たな体制整備を踏まえ、定量的な目標を設定しました。



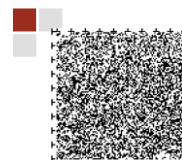
定量的な目標値と実績値

施設名	定量的な目標(障がい児受入人数見込) (人)		
	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績
保育所	197	245	317
認定こども園 (2・3号認定のみ)	28	39	60
放課後児童クラブ	110	108	118

各年度 4月1日現在

目標達成のための方策

すべての子どもを対象とする一般施策である、子ども・子育て支援施策と、障がい児等を対象とする専門的な支援施策である、障害児通所支援等とを連携して行う体制を構築し、障がいのある児童等が、子ども・子育て支援を利用しながらでも、専門的な支援を利用しやすい環境を整えます。



第5章 地域生活支援事業の必要な量の見込みとその確保策

本章では、第2章で定めた、成果目標等を達成するために必要な、地域生活支援事業の量の見込みとその確保策を定めます。

※地域生活支援事業は、市町村が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として実施し、市町村が自主的に取り組む「任意事業」と組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【事業の概要】

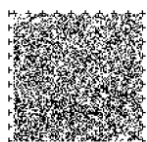
事業名	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民に働きかけ、共生社会の実現を図ります。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有 (3回)	有 (3回)	有 (3回)

第五次計画における事業実施の考え方

○地域社会の住民に対する理解促進や意識啓発は、時間がかかることや即時的な効果が認めにくい反面、社会的障壁を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るために、大変重要な取組です。障害者週間等を活用して、地域住民に対する理解促進・意識啓発に向けたイベントやお気軽講座等を開催します。



(2) 自発的活動支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域の住民などが主体となり、自発的に行う活動や取組を支援します。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有 (6件程度)	有 (6件程度)	有 (6件程度)

第五次計画における事業実施の考え方

○地域生活支援事業における自発的活動支援事業は下記実施形式によるものとされています。

①ピアサポート

障がいのある人等やその家族が互いに悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する。

②災害対策

障がいのある人等を含めた地域における災害対策活動を支援する。

③孤立防止活動支援

地域で障がいのある人等が孤立することがないように見守り活動を支援する。

④社会活動

障がいのある人等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動(ボランティア等)の支援や、障がいのある人等に対する社会復帰活動を支援する。

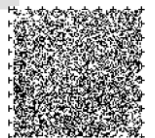
⑤ボランティア活動支援

障がいのある人等に対するボランティアの養成や活動を支援する。

⑥その他形式支援

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。

今後、これらの事業の周知、既存団体等への委託・補助を検討し、支援の拡大を図ります。



(3) 相談支援事業

【事業の概要】

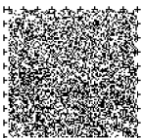
事業名	事業の概要
障害者相談支援事業	地域で安心して生活できるように、相談支援事業所が障がいのある人等またはその保護者からの相談に応じ、障害福祉サービスや社会資源等の利用等必要な情報提供及び助言、支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	障がい者基幹相談支援センターの他に相談支援事業所の中でも専門的職員を配置している事業所が困難事例に対応するとともに、地域の相談支援事業所に対して障がいの特性に応じた専門的助言等を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等の地域生活を支援します。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

第五次計画の見込量の考え方

○障がい者基幹相談支援センターに加え、身体・知的・精神・発達の各障がい特性に見識のある専門職を配置している相談支援事業所に障害者相談支援事業の委託を継続し、身近な場所で相談や支援が受けられる体制を維持します。



見込量を確保するための方策

○住み慣れた地域の中で障がいのある人やその家族が安心して生活を送るために、身近なところで相談や支援が受けられるよう、地域の実情に即した障がい児者の相談支援体制について地域自立支援協議会等で協議を重ねながら、障がい児者の相談支援体制の充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが必要であると認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助します。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	6	7	8

第五次計画の見込量の考え方

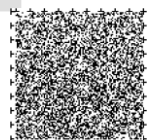
○令和3年度から令和4年度までの利用実績及び制度の周知が促進されていくこと等を考慮しています。

事業名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	2	5

* 令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は8月末実績による見込

見込量を確保するための方策

○山口市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、制度の周知、対象者の把握及び利用の促進を図ります。



(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

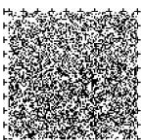
見込量を確保するための方策

○本市では、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人が確保できています。今後も法人後見の活動が安定的に実施できるように関係法人等との連携を行います。

(6) 意思疎通支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のある人に対して、手話奉仕員や要約筆記者等の派遣、または手話通訳者の設置等を実施し、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援します。



第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	利用者数/年	900	950	1,000
手話奉仕員派遣事業	利用者数/年	100	90	80
要約筆記者派遣事業	利用者数/年	380	400	420
手話通訳者設置事業	通訳件数/年	1,000	1,050	1,100
	設置人数	4	4	4

第五次計画の見込量の考え方

○令和3年度以降、各事業の件数は増減していますが、合理的配慮の更なる普及を踏まえ、聴覚障がい者支援の拠点であるしらさぎ会館におけるコーディネートのもとで手話通訳、要約筆記ともに全体件数の増加を見込んでいます。

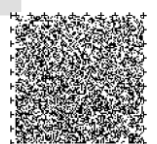
事業名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
手話通訳者派遣事業	通訳件数/年	1,092	1,084	830
手話奉仕員派遣事業	通訳件数/年	115	99	120
要約筆記者派遣事業	通訳件数/年	340	352	406
手話通訳者設置事業	通訳件数/年	614	903	1,039
	設置人数	3	4	4

*令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は8月末実績による見込

見込量を確保するための方策

○引き続き、手話通訳士(者)を山口市社会福祉協議会に4人設置し、派遣事業の派遣通訳者(奉仕員)と連携して意思疎通支援を行います。また、遠隔サービスも活用しながら、多様なニーズに対応していきます。

○養成講座等の実施や人材育成助成金を活用し、人材の確保を図ります。



(7) 日常生活用具給付等事業

【事業の概要】

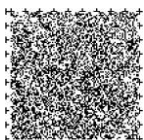
事業名	事業の概要
日常生活用具給付等事業	在宅の障がいのある人等の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付を行います。

種類等	内容
介護訓練支援用具	障がいのある人等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障がいのある人等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の、入浴・食事・移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がいのある人等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭等の、障がいのある人等の情報収集、情報伝達やコミュニケーション等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障がいのある人等の排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消等、障がいのある人等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

第五次計画の見込量

種類等	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	給付件数/年	10	10	10
自立生活支援用具	給付件数/年	33	33	33
在宅療養等支援用具	給付件数/年	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	40	40	40
排泄管理支援用具	給付件数/年	4,700	4,800	4,900
住宅改修費	給付件数/年	10	10	10

*ストーマ、紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件とする



第五次計画の見込量の考え方

○第四次計画期間(令和3年度～令和5年度)において、それぞれの給付件数が年度により変動しているため、3年間の平均値と今後の動向を加味して見込量を算出しました。なお、排泄管理支援用具については増加傾向にあり、令和6年度以降、年間100件の増加を見込んでいます。

種類等	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
介護訓練支援用具	給付件数/年	10	12	6
自立生活支援用具	給付件数/年	30	39	30
在宅療養等支援用具	給付件数/年	25	21	15
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	38	36	42
排泄管理支援用具(*1)	給付件数/年	4,018	4,091	5,346
住宅改修費	給付件数/年	1	4	9

* 令和3年度、令和4年度は5月～翌年4月実績、令和5年度は、5月～8月実績による見込(4か月分×3)

(*1) ストーマ、紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件とした場合の実績件数

見込量を確保するための方策

○ニーズが増加・複雑化してきていることや、用具が多様化してきていることなどから、給付対象種類等の見直しなどを行いながら、見込量を確保します。

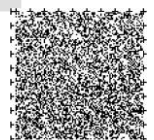
(8) 手話奉仕員養成研修事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を有する手話奉仕員を養成し、聴覚障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を支援します。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	養成研修 修了者数/年	21	21	21



第五次計画の見込量の考え方

○令和3年度から令和4年度における養成研修修了者数の推移を基に、見込量を算出しています。

事業名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
手話奉仕員 養成研修事業	養成研修 修了者数/年	21	21	19

*令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は9月時点見込

見込量を確保するための方策

○手話奉仕員養成研修(入門課程、基礎課程)を毎年度実施し、広報により参加者の増加を図ります。

(9) 移動支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

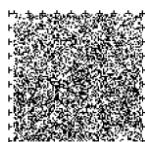
第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実施か所	17	17	17
	月平均実利用者数	23	25	27
	時間分/年	3,036	3,300	3,564

*時間分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用時間」×12か月で算出される

第五次計画の見込量の考え方

○利用者数については、令和3年度から令和4年度まではコロナ禍で低調な実績でしたが、令和5年度に入り増加傾向となっていることを踏まえ、令和4年度を基準に年2人ずつ増加すると見込んでいます。(一人あたりの月平均利用時間は11時間の見込み。)



事業名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
移動支援事業	実施か所数	17	17	17
	月平均実利用者数	22	19	23
	時間分/年	2,111	2,541	3,307

*令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は4月～7月実績による見込(4か月分÷4×12)

見込量を確保するための方策

○地域における自立生活及び社会参加を促進するため、ニーズに対応した事業を実施します。

(10) 地域活動支援センター事業

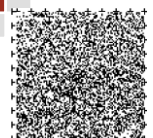
【事業の概要】

事業名	事業の概要
地域活動支援センター事業	<p>地域活動支援センターは、障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、利用者を通じて日常生活に必要な便宜の供与を適性かつ効果的に行う施設です。</p> <p>創造的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ることを目的とした基礎的事業とセンター機能をより充実強化するための機能強化事業があります。</p>

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター I型(基礎的事業・機能強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	540	540	540
	人分/年	9,000	9,000	9,000
地域活動支援センター II型(基礎的事業・機能強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	60	60	60
	人分/年	2,700	2,700	2,700
地域活動支援センター III型(基礎的事業)	実施か所	2	2	2
	月平均実利用者数	24	24	24
	人分/年	3,000	3,000	3,000

*人分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用日数」×12か月で算出される



第五次計画の見込量の考え方

○実利用者数については、令和3年度と令和4年度の実績の平均値で見込んでいます。

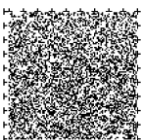
(Ⅲ型の実施か所は、令和6年度から2か所になります。)

事業名	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
地域活動支援センター Ⅰ型(基礎的事業・機能 強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	432	640	632
	人分/年	10,368	7,680	7,584
地域活動支援センター Ⅱ型(基礎的事業・機能 強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	53	58	71
	人分/年	2,544	2,784	2,556
地域活動支援センター Ⅲ型(基礎的事業)	実施か所	3	3	3
	月平均実利用者数	18	27	24
	人分/年	3,456	3,240	3,168

*令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は8月末実績による見込

見込量を確保するための方策

○障がいのある人の地域生活支援を促進するため、引き続き実施事業所への支援を行います。



2 任意事業(市町村が自主的に取り組む事業)

(1) 日中一時支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実施か所数	53	53	53
	月平均実利用者数	246	256	266
	回分/年	14,760	15,360	15,960

*回分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用回数」×12か月で算出される

第五次計画の見込量の考え方

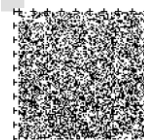
○実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで増加していることを踏まえ、令和4年度を基準に年10人ずつ増加すると見込んでいます。(実績から、一人あたりの月平均利用回数は5回の見込み。)

事業名	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
日中一時支援事業	実施か所数	62	62	53
	月平均実利用者数	219	226	256
	回分/年	13,162	13,973	16,429

*令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は4月～8月実績による見込(令和4年度の9月以降伸び率を反映)

見込量を確保するための方策

○障害福祉サービスの利用と調整を図りながら、見込量を確保します。



(2) 訪問入浴サービス事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
訪問入浴サービス事業	家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者及び難病患者で、身体的理由により通所を行うことができず、医師意見書により訪問入浴を受けることが必要と認められた人の居宅を訪問して入浴サービスの提供を行います。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実施か所数	3	3	3
	月平均実利用者数	6	7	8
	回分/年	720	840	960

*回分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用回数」×12か月で算出される

第五次計画の見込量の考え方

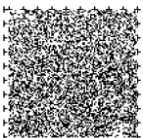
○今後、地域移行を進める中で、利用者数は増加する見込みとしています。(実績より、一人あたり月平均利用回数は10回の見込)

事業名	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
訪問入浴サービス事業	実施か所数	4	2	3
	月平均実利用者数	7	6	5
	回分/年	745	536	756

*令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は4月～7月実績による見込

見込量を確保するための方策

○利用者の増加に向けて、制度の周知等を行います。



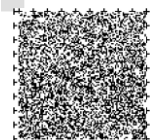
(3) 社会参加支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
レクリエーション活動等支援	レクリエーション活動を通じて、障がいのある人等の体力増強、交流、余暇、スポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会などの開催費助成を行います。
芸術文化活動振興	障がいのある人等の芸術文化活動のための支援を行います。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、点訳、音声訳による市報を発行します。
朗読奉仕員養成事業	視覚障がいのある人の福祉増進のため、朗読奉仕員の養成研修を実施します。
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
レクリエーション活動等支援	回/年	3	3	3
芸術文化活動振興	回/年	1	1	1
点字・声の広報等発行	点訳 延べ利用人数/年	468	468	468
	音訳 延べ利用人数/年	470	470	470
朗読奉仕員養成研修事業	養成研修修了者数 人/年	18	18	18
自動車運転免許取得・改造助成	免許取得 人/年	8	8	8
	改造 人/年	8	8	8



第五次計画の見込量の考え方

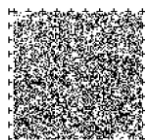
○令和3年度から令和4年度における実績を基に、今後の利用拡大を見込み、算出しています。

事業名	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
レクリエーション活動等 支援	回/年	0	1	3
芸術文化活動振興	回/年	1	1	1
点字・声の広報等発行	点訳 延べ利用人数/年	468	468	468
	音訳 延べ利用人数/年	504	470	470
朗読奉仕員養成研修事業	養成研修修了者数 人/年	4	15	18
自動車運転免許取得・改造 助成	免許取得 人/年	6	6	7
	改造 人/年	5	4	8

*令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は見込

見込量を確保するための方策

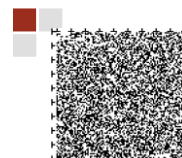
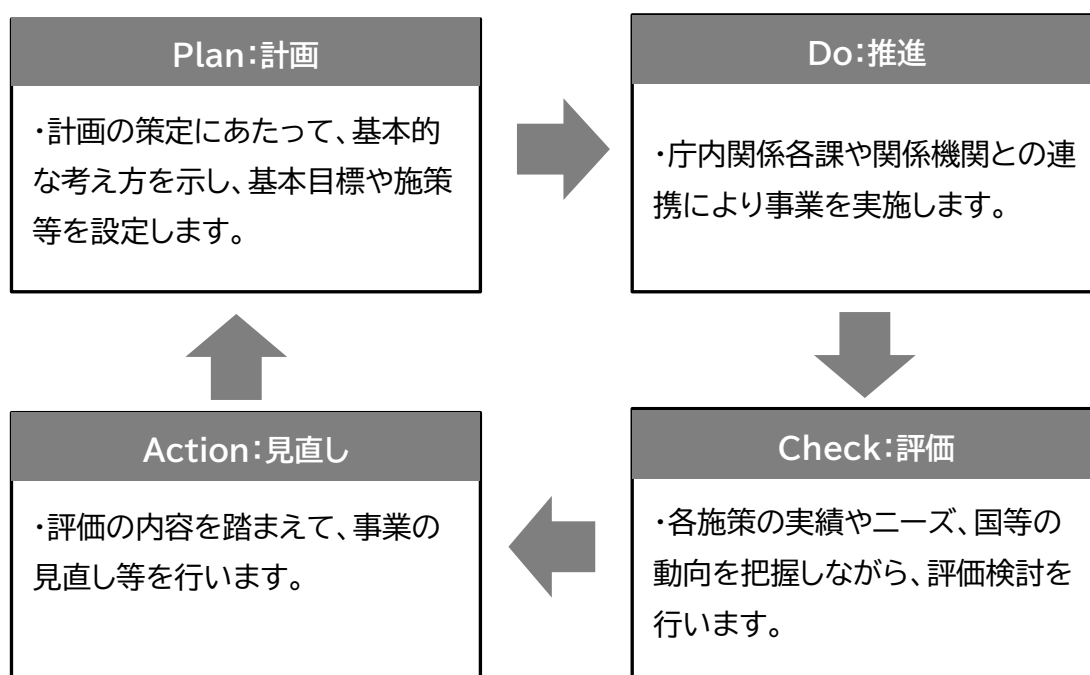
- 利用者が拡大するよう、制度の周知を行います。
- 関係機関や実施団体と連携を図り、利用・参加しやすい環境づくりを行います。



第6章 計画の推進

1 計画の進行管理

「PDCA」サイクルに基づいた計画の進捗管理を図るため、「山口市障がい福祉施策懇話会」「山口市地域自立支援協議会」などと協議を行いながら、各施策の実施状況などを点検します。



資料編 障がい者・障がい児の現状

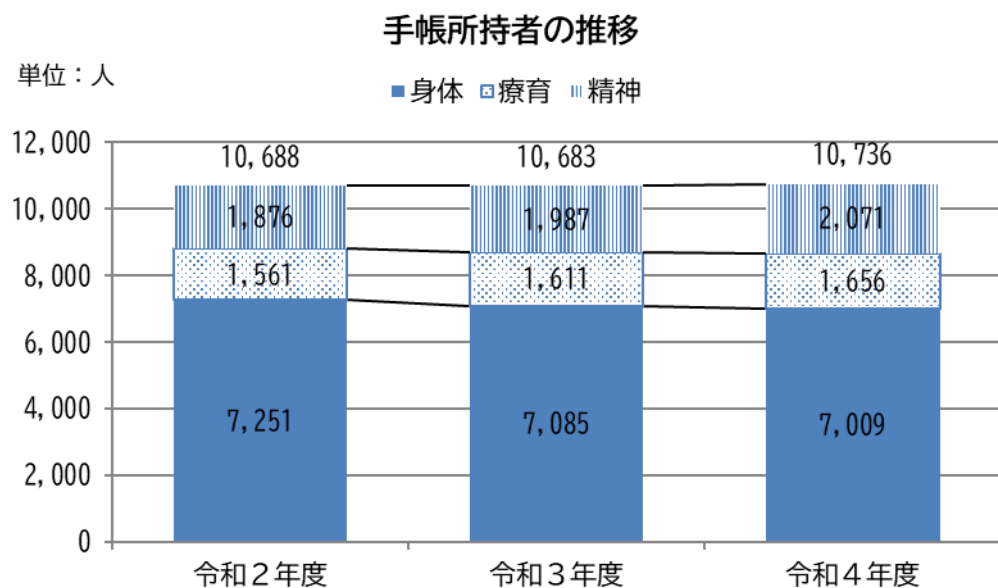
1 障がい者の状況

1 障害者手帳の交付状況

(1)手帳所持者の推移等

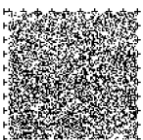
本市における障害者手帳所持者数は、ここ数年微増傾向にあり、令和5年3月31日現在、複数の障害者手帳所持者をそれぞれ1人と数えた場合の障害者手帳所持者数は10,736人で、住民基本台帳による総人口の約5.6%にあたります。令和2年度末の所持者数と比較すると、48人、0.4%の増加となっています。

手帳の種類別で見ると、この3年間で身体障害者手帳の所持者数は3.3%の減、療育手帳の所持者数は6.1%の増、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は10.4%の増と、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数が伸びています。



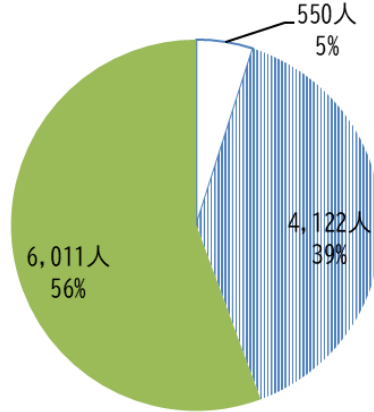
障がい福祉課 各年度3月31日現在

令和5年3月31日時点の障害者手帳所持者の年齢別の構成は、全体で見ると65歳以上が半数以上を占め、身体障害者手帳所持者では7割以上を占めていますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者では、18歳～64歳が約7割を占めています。

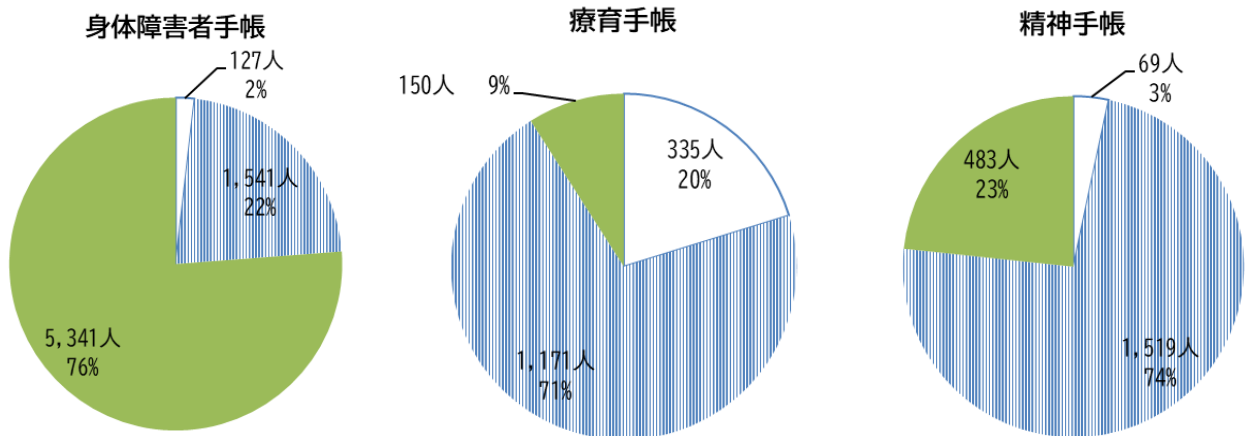


年齢別構成(全種別合計 R5.3.31 現在)

□ 18歳未満 ■ 18歳～64歳 ■ 65歳以上



年齢別構成(手帳種別 R5.3.31 現在)



■障害者手帳所持者の年齢階層別構成

単位：人

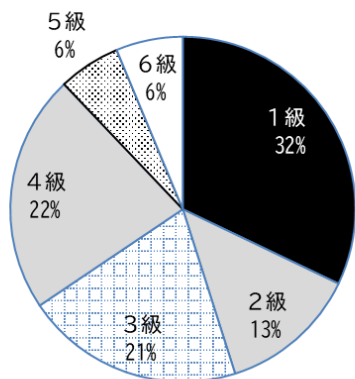
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	合計
18歳未満	127	335	69	531
18歳～64歳	1,541	1,171	1,519	4,231
65歳以上	5,341	150	483	5,974
合計	7,009	1,656	2,071	10,736

障がい福祉課 令和5年3月31日現在

(2)身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は令和2年度と比較すると減少しています。令和5年3月31日時点における等級別構成比は、1級・2級を合わせた重度が45%、3級・4級を合わせた中度が43%、5級・6級を合わせた軽度が12%となっています。

総合等級別構成比（R5. 3. 31現在）



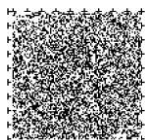
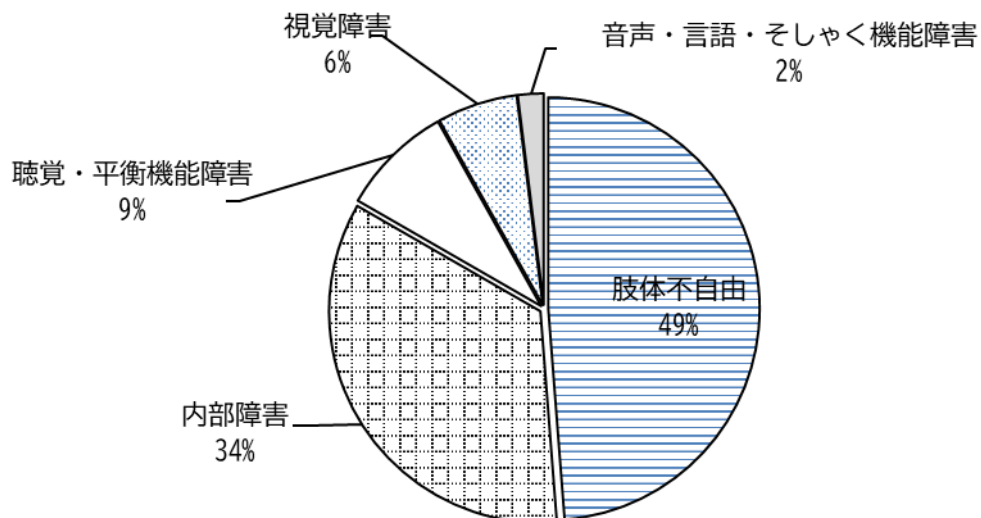
■身体障害者手帳所持者の総合等級別構成 単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
所持者数		7,251	7,085	7,009
総合等級別所持者数	1級	2,327	2,273	2,240
	2級	946	916	907
	3級	1,452	1,439	1,430
	4級	1,634	1,611	1,558
	5級	440	399	407
	6級	452	447	437

障がい福祉課 各年度3月31日現在

令和5年3月31日現在における種類別構成比は、肢体不自由が49%と概ね半数を占めており、次いで内部障害が34%、聴覚・平衡機能障害が9%、視覚障害が6%、音声・言語・そしゃく機能障害が2%となっています。

障がいの種類別構成比（R5. 3. 31現在）



■身体障害者手帳の部位別・総合等級別の構成

単位：人

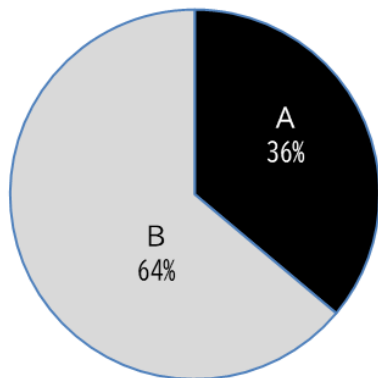
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	154	151	28	34	47	17	431
聴覚障害	28	112	75	117	4	232	568
平衡機能	2	1	20	0	10	0	33
音声・言語・そしゃく	53	3	49	33	0	0	138
肢体（上肢）	68	94	116	109	54	40	481
肢体（下肢）	412	395	471	810	255	143	2,486
肢体（体幹）	55	85	71	3	31	0	245
脳原性運動機能	135	31	20	9	6	5	206
心臓機能	920	3	375	177	0	0	1,475
腎臓機能	359	3	65	3	0	0	430
呼吸器機能	21	5	108	14	0	0	148
膀胱・直腸機能	18	16	23	272	0	0	329
肝臓機能	9	4	2	3	0	0	18
その他	6	4	7	4	0	0	21
合計	2,240	907	1,430	1,588	407	437	7,009

障がい福祉課 令和5年3月31日現在

(3)療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあります。令和5年3月31日現在における等級別構成比は、Aが36%、Bが64%となっています。

等級別構成比（R5.3.31現在）

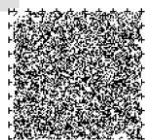


■療育手帳所持者の等級別構成

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
所持者数		1,561	1,611	1,656
等級別 所持者数	A	584	590	598
	B	977	1,021	1,058

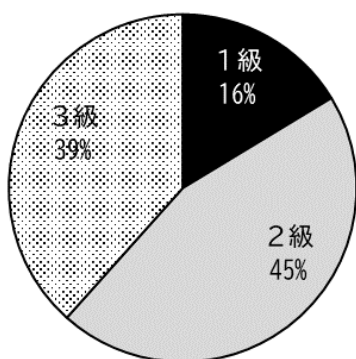
障がい福祉課 各年度3月31日現在



(4)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和4年度の所持者数を令和2年度と比較すると、10.4%増となっています。令和5年3月31日時点における等級別構成比は、1級が16%、2級が45%、3級が39%となっています。

等級別構成比（R5.3.31現在）



■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成 単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
所持者数		1,876	1,987	2,071
等級別 所持者数	1級	324	328	338
	2級	884	925	938
	3級	668	734	795

障がい福祉課 各年度3月31日現在

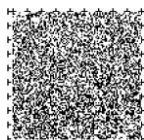
2 発達障がい者の状況

発達障害者支援法において、「発達障がい」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法における定義 第二条より）と定義されています。

これらのタイプのうちどれにあたるのか、障がいの種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状がちがってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです。そして、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていくことができます。

発達障がい者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関である山口県発達障害者支援センターにおける発達障がい者の相談件数は、本市、県ともに増加傾向にあります。



発達障がいのある人は、その特性や症状が見た目では分かりにくいことが多く、また、発達障がいと診断されていない場合でも「発達障がいの傾向がある」、いわゆる発達障がいのグレーゾーンにいる人もいます。

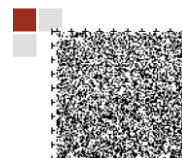
見た目からは特性・障がいが分かりづらいことで、周囲からの理解を得られずにひとりで困りごとを抱え込んでしまい、うつや不安障がいなどの精神疾患などを発症したり、引きこもり状態など、発達障がいの2次障がいにつながる場合があります。こうした不適応状態を防ぐためにも発達障がいを早期に発見し、適切な支援を行うことが重要となっています。

■山口県発達障害者支援センターへの相談件数(参考)

単位:件

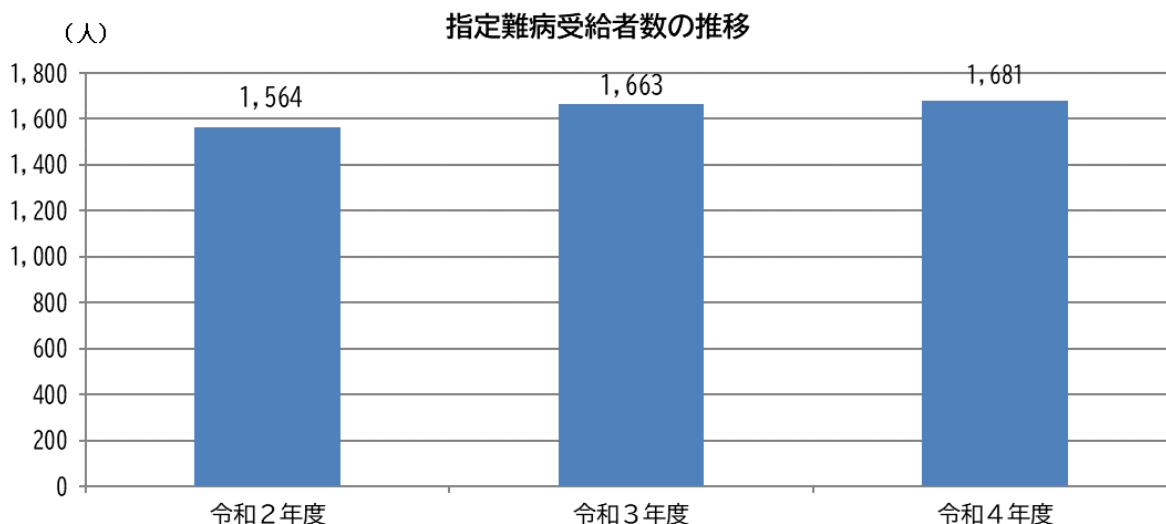
	実相談件数		延相談件数	
	山口県	うち 山口市	山口県	うち 山口市
令和2年度	560	183	1,929	728
令和3年度	430	159	2,166	1,034
令和4年度	581	150	2,631	998

*発達障害者支援センター:都道府県知事等が指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等が運営する発達障がい者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関です。



3 難病患者の状況

本市の指定難病の受給者数は、ここ数年横ばい傾向にあります。



山口県健康増進課 各年度3月31日現在

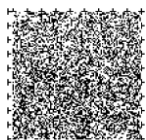
4 自立支援医療の状況

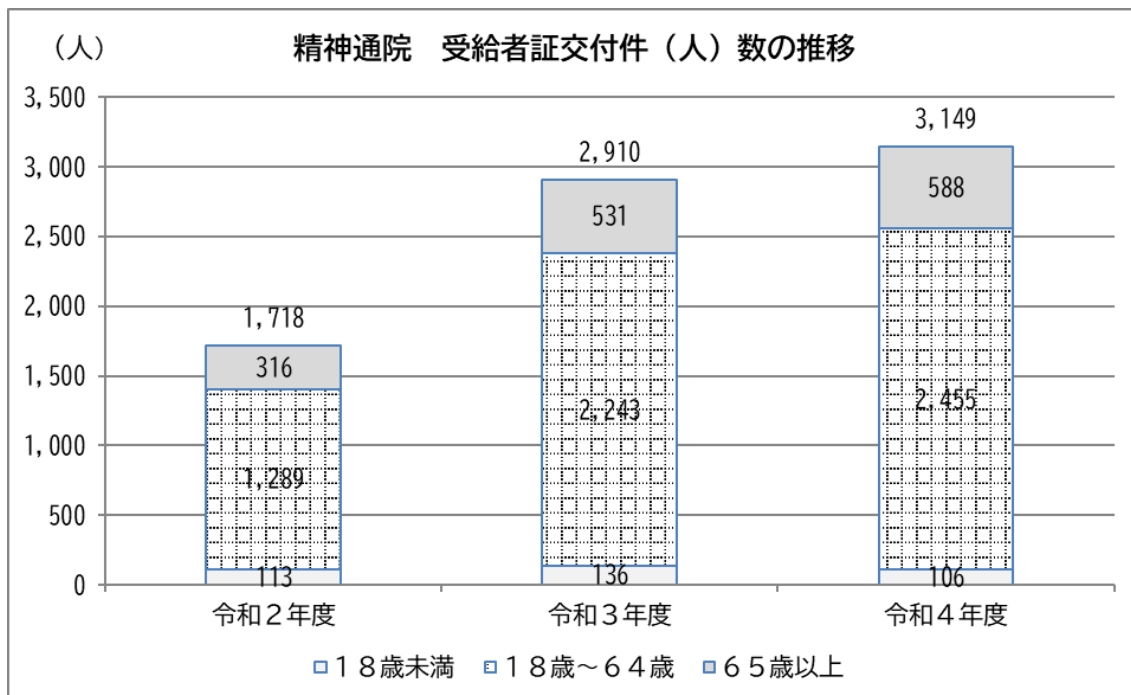
自立支援医療とは、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障がいの種別や年齢に応じて、精神通院医療・更生医療・育成医療があります。

(1)精神通院医療の状況

精神通院医療の受給者数(証交付件数)は増加傾向にあり、令和4年度の受給者数は、3,149人(件)となっています。令和3年度と比較すると、239人、7.6%の増となっています。(受給者数は、当該年度の受給決定件数から算出しており、令和2年度は、コロナ禍における有効期間の延長措置により申請件数が減少したため、一時的な受給者数の減少となっています。)

令和5年2月末日現在の年齢別構成比は、18歳～64歳が78%と最も多く、次いで65歳以上が19%、18歳未満が3%となっています。





■自立支援医療（精神通院）受給者証交付件（人）数推移 単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	113	136	106
18歳～64歳	1,289	2,243	2,455
65歳以上	316	531	588
合計	1,718	2,910	3,149

障がい福祉課 各年度2月末現在

(2)更生医療・育成医療の状況

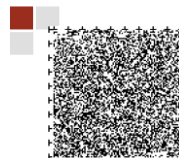
更生医療の受給者数(証交付件数)は、年度で増減があります。

更生医療の、令和5年3月31日現在の種別構成比は、透析が65%と最も多く、次いで心臓が26%、肢体が9%となっています。

■自立支援医療(更生医療)種別別推移 単位：人

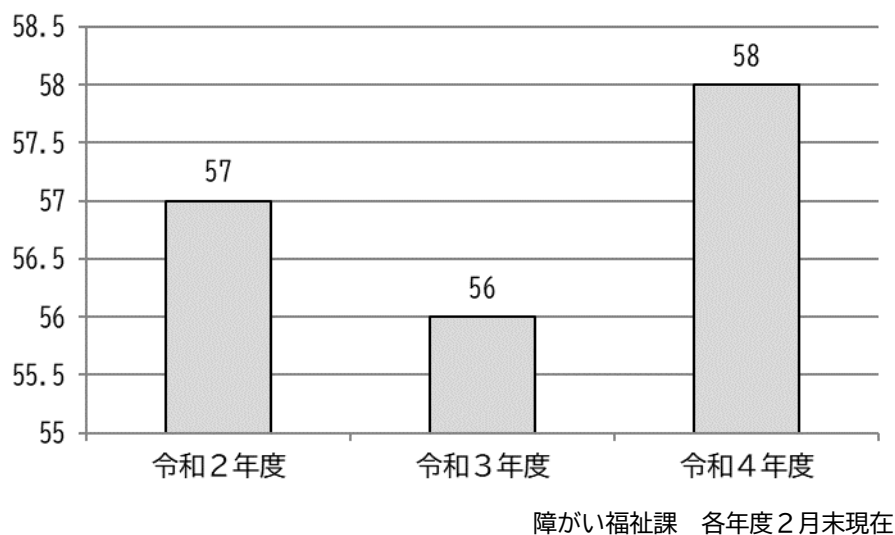
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
透析	239	456	443
肢体	42	63	58
心臓	168	176	178
その他	36	57	2
合計	485	752	681

障がい福祉課 各年度2月末現在



育成医療の受給者数は、年度で増減があります。

(人) 育成医療受給者証交付件(人)数の推移



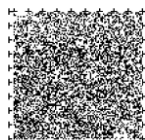
5 障害支援区分の状況

障がい者の介護給付及び一部の訓練等給付の支給決定を受けるためには、総合支援法に基づく障害支援区分認定を受ける必要があります。区分1～区分6までの6段階あり、数字が大きいほど支援の必要性がより高いということになります。認定を受けた方はやや増加傾向で、特に区分6の方が増加しています。

(単位:人)

(令和3年4月30日現在)	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	0	2	18	61	32	51	146	310
知的障がい者	0	15	39	76	119	136	157	542
精神障がい者	0	11	58	23	19	9	7	127
難病患者	0	0	0	2	0	1	0	3
合計	0	28	108	152	153	163	242	846
(令和4年4月30日現在)	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	0	0	13	64	30	54	146	307
知的障がい者	0	12	45	80	117	134	169	557
精神障がい者	0	11	57	25	20	9	7	129
難病患者	0	0	0	1	1	0	0	2
合計	0	23	108	165	147	170	242	855
(令和5年4月30日現在)	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	0	0	13	62	28	58	150	311
知的障がい者	0	11	38	93	120	146	173	581
精神障がい者	0	8	64	30	20	10	6	138
難病患者	0	0	0	1	1	0	0	2
合計	0	19	107	172	150	164	272	884

(注)障がい種別の認定状況と合計は、重複障がいをそれぞれ計上しているため一致しません。



6 障害福祉サービス支給決定者数の推移

障害福祉サービスの支給決定者数は、増加傾向にあります。

※障がい児は、居宅介護や短期入所などの障害福祉サービスの支給決定者に限る
(障害児通所支援の支給決定者数は86ページ参照)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障がい者	人数(人)	279	283	282	293
	前年度比		1.01	1.00	1.04
知的障がい者	人数(人)	644	648	683	719
	前年度比		1.01	1.05	1.05
精神障がい者	人数(人)	355	364	379	430
	前年度比		1.03	1.04	1.13
障がい児	人数(人)	40	39	35	31
	前年度比		0.98	0.90	0.89
難病	人数(人)	4	3	3	4
	前年度比		0.75	1.00	1.33
合計	人数(人)	1,322	1,337	1,382	1,477
	前年度比		1.01	1.03	1.07

*毎年度2月サービス提供分

7 障害福祉サービス事業所の状況

*以下の7区域別に表示しています。

阿東:阿東

徳地:徳地

北東部:仁保、小鯖、大内、宮野

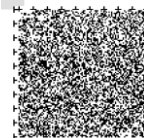
中央部:大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大歳

小郡:小郡

川東:陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂

川西:嘉川、佐山、阿知須

サービス	区域別事業所数		定員	区域別事業所数		定員
居宅介護	阿東	1	-	徳地	0	-
	北東部	7	-	中央部	10	-
	小郡	4	-	川東	1	-
	川西	0	-	合計	23	-



サービス	区域別事業所数		定員	区域別事業所数		定員
重度訪問介護	阿東	1	-	徳地	0	-
	北東部	6	-	中央部	10	-
	小郡	4	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	21	-
同行援護	阿東	1	-	徳地	0	-
	北東部	1	-	中央部	4	-
	小郡	4	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	10	-
行動援護	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	0	-	中央部	0	-
	小郡	1	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	1	-
重度障害者等包括支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	0	-	中央部	0	-
	小郡	0	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	0	-
生活介護 ※共生型含む	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	8	255	中央部	8	182
	小郡	4	55	川東	2	130
	川西	2	70	合計	24	692
自立訓練 (機能訓練)	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	0	0	中央部	0	0
	小郡	0	0	川東	0	0
	川西	0	0	合計	0	0
自立訓練 (生活訓練)	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	0	0	中央部	1	6
	小郡	1	20	川東	1	(多機能型)
	川西	0	0	合計	3	26
就労移行支援	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	1	10	中央部	2	12
	小郡	3	36	川東	0	0
	川西	0	0	合計	6	58
就労継続支援A型	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	0	0	中央部	1	10
	小郡	3	40	川東	0	0
	川西	1	10	合計	5	60
就労継続支援B型	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	8	190	中央部	10	191
	小郡	6	122	川東	5	104
	川西	0	0	合計	29	607
就労定着支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	0	-	中央部	1	-
	小郡	2	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	3	-

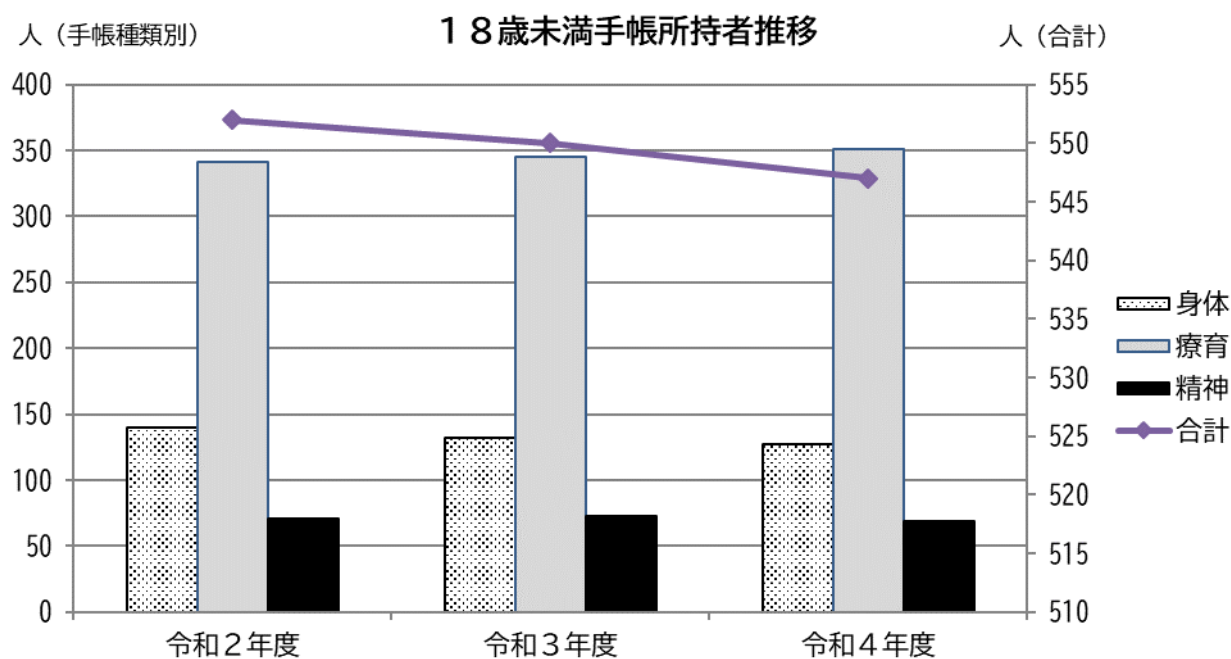
サービス	区域別事業所数		定員	区域別事業所数		定員		
	阿東	北東部		小郡	川西		徳地	中央部
療養介護	阿東	0	0	徳地	0	0	0	0
	北東部	0	0	中央部	0	0	0	0
	小郡	0	0	川東	0	0	0	0
	川西	0	0	合計	0	0	0	0
短期入所 ※共生型含む	阿東	0	0	徳地	0	0	0	0
	北東部	6	27	中央部	5	26	5	26
	小郡	2	16	川東	4	7	4	7
	川西	1	1	合計	18	77	18	77
共同生活援助	阿東	0	0	徳地	0	0	0	0
	北東部	22	119	中央部	10	51	10	51
	小郡	3	21	川東	13	97	13	97
	川西	0	0	合計	48	288	48	288
施設入所支援	阿東	0	0	徳地	0	0	0	0
	北東部	3	134	中央部	1	52	1	52
	小郡	0	0	川東	2	136	2	136
	川西	0	0	合計	6	322	6	322
自立生活援助	阿東	0	-	徳地	0	-	0	-
	北東部	2	-	中央部	0	-	0	-
	小郡	0	-	川東	0	-	0	-
	川西	0	-	合計	2	-	2	-
計画相談支援	阿東	0	-	徳地	0	-	0	-
	北東部	4	-	中央部	4	-	4	-
	小郡	1	-	川東	3	-	3	-
	川西	0	-	合計	12	-	12	-
地域移行支援	阿東	0	-	徳地	0	-	0	-
	北東部	2	-	中央部	1	-	1	-
	小郡	1	-	川東	1	-	1	-
	川西	0	-	合計	5	-	5	-
地域定着支援	阿東	0	-	徳地	0	-	0	-
	北東部	2	-	中央部	1	-	1	-
	小郡	1	-	川東	1	-	1	-
	川西	0	-	合計	5	-	5	-

*令和5年9月1日現在

2 障がい児の状況

1 障害者手帳(18歳未満)の交付状況

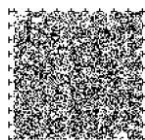
18歳未満の障害者手帳所持者数は、550人前後で推移しています。



■ 18歳未満 手帳所持者数の推移 単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体	140	132	127
療育	341	345	351
精神	71	73	69
合計	552	550	547

障がい福祉課 各年度3月31日現在



2 保育所・幼稚園等の状況

本市においては、すべての保育所・幼稚園等において、障がいの有無にかかわらず、園児の受け入れを行っています。受け入れの状況は、以下のとおりです。

■認可保育所の状況

単位：か所・人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育所か所数	36	37	38
在籍児童数	3,399	3,482	3,562
在籍障がい児数	186	197	245
上記児童在籍か所数	28	28	31

保育幼稚園課 各年度4月1日現在

■幼稚園の状況

単位：か所・人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園か所数	23	23	20
在籍児童数	2,527	2,416	2,221
①手帳所持児童数 ②診断を受けている児童数 ③特に配慮を必要とする児童数 ④私立幼稚園特別支援教育費 補助金対象児童数 ①～④の合計	144	143	147
上記児童在籍か所数	20	20	17

* 山口市立幼稚園については①②③の児童数、私立幼稚園については④の児童数

保育幼稚園課・障がい福祉課

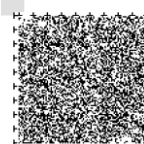
■放課後児童クラブの状況

単位：か所・人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
放課後児童クラブか所数	56	57	57
在籍児童数	2,460	2,481	2,542
障がいのある児童等の数	113	110	108
障がいのある児童等在籍か所数	47	43	49

*障がいのある児童等＝手帳所持児童・診断を受けた児童・特に配慮が必要な児童

こども未来課 各年度4月1日現在



3 ことばの教室幼児部・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校の状況

人口構成では、18歳未満の人数は減少していますが、ことばの教室・通級指導教室・特別支援学級の在籍・通級者数は、増加傾向にあります。

(1)ことばの教室幼児部

ことばの教室幼児部は、現在、白石小学校内と小郡小学校内に設置しています。未就学児を対象とし、園生活への適応、就学に向けての支援を行っています。

■ことばの教室幼児部箇所数・在籍幼児数推移

単位：校・人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
設置校数	2	2	2
在籍者数 (延べ人数。定期相談含む。)	113	104	121

保育幼稚園課 各年度3月31日現在

(2)山口市立小中学校通級指導教室

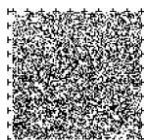
令和4年5月1日現在、通級指導教室は、小学校11校、中学校6校に設置されています。通級児童生徒数は増加傾向にあり、令和2年度と令和4年度を比較すると、小学校で約1.1倍、中学校では約1.5倍となっています。

■山口市立小中学校通級指導教室設置校数・通級児童生徒数

単位：校・人

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
設置校数	10	5	11	5	11	6
児童生徒数	345	60	347	48	392	91
児童生徒数合計	405		395		483	

山口市教育委員会 各年度5月1日現在



(3) 山口市立小中学校特別支援学級

令和4年5月1日現在、特別支援学級は、小学校28校、中学校15校に設置されています。在籍児童生徒数は以下のとおり増加を続けています。

令和4年度の障がいの種類別構成比をみると、小学校、中学校いずれも自閉症・情緒障がいが半数以上を占めています。

■山口市立小中学校特別支援学級か所数・在籍児童生徒数 単位：か所・人

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
設置校数	29	15	29	15	28	15
知的障がい	147	43	162	50	164	59
肢体	7	4	8	4	9	2
病弱	3	1	4	2	5	1
弱視	6	0	6	0	4	0
難聴	3	2	4	2	6	2
言語	0	0	0	0	1	0
自閉症・情緒	218	94	226	90	219	113
小計	384	144	410	148	408	177
合計	528		558		585	

山口市教育委員会 各年度5月1日現在

(4) 山口市内の特別支援学校

市内の特別支援学校は、幼稚部1か所、小学部、中学部、高等部が各3か所あります。本市在住の在籍生徒数は、以下のとおりです。

■山口市内の特別支援学校在籍幼児児童生徒数(山口市在住者) 単位：人

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	幼	小	中	高	幼	小	中	高	幼	小	中	高
幼小中高別	2	74	68	120	4	72	70	129	0	74	56	118
合計	264				275				248			

障がい福祉課 各年度4月1日現在



4 障害児通所支援の支給決定者数の推移

障害児通所支援の支給決定者数は、増加傾向にあります。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい児	人数(人)	635	711	741	763
	前年度比		1.12	1.04	1.03

*毎年度2月サービス提供分

5 障害児通所支援事業所の状況

*以下の7区域別に表示しています。

阿東:阿東

徳地:徳地

北東部:仁保、小鯖、大内、宮野

中央部:大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大歳

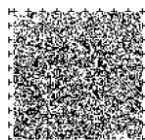
小郡:小郡

川東:陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂

川西:嘉川、佐山、阿知須

サービス	区域別事業所数		定員	区域別事業所数		定員
児童発達支援	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	3	30	中央部	8	105
	小郡	8	75	川東	1	10
	川西	2	20	合計	22	240
医療型児童発達支援	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	0	0	中央部	0	0
	小郡	1	5	川東	0	0
	川西	0	0	合計	1	5
放課後等デイサービス	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	6	60	中央部	18	185
	小郡	9	85	川東	1	10
	川西	2	20	合計	36	360
保育所等訪問支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	1	-	中央部	1	-
	小郡	3	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	5	-
居宅訪問型児童発達支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	0	-	中央部	0	-
	小郡	0	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	0	-
障害児相談支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	3	-	中央部	4	-
	小郡	1	-	川東	2	-
	川西	0	-	合計	10	-

*令和5年9月1日現在



3 障がい者の就労状況

各年度末時点の山口公共職業安定所における障がい者登録状況は、約1,700人です。

各年6月1日時点の山口公共職業安定所管内の障がい者雇用状況をみると、雇用障がい者数は約1,800人で、令和4年の実雇用率は3.67%、法定雇用率達成企業の割合は53.4%となっています。

■山口公共職業安定所における障がい者登録状況

単位：人

	計	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	その他の障がい者
		うち重度障がい者		うち重度障がい者			
令和2年度末	1,987	825	340	486	52	561	115
有効求職者	761	264	104	137	9	304	56
就業者	962	420	172	293	34	199	50
保留中の者	264	141	64	56	9	58	9
令和3年度末	2,120	856	355	516	49	639	109
有効求職者	813	281	113	154	6	348	30
就業者	1,039	435	178	305	34	233	66
保留中の者	268	140	64	57	9	58	13
令和4年度末	1,716	615	256	433	38	586	82
有効求職者	439	128	49	71	2	220	20
就業者	1,163	452	189	344	36	317	50
保留中の者	114	35	18	18	0	49	12

*有効求職者：登録者の内現在仕事を探している方。就業者の者：実際に働いている方。

*保留中の者：登録中だが職探しを中断している方

山口公共職業安定所

■山口公共職業安定所管内 障がい者雇用状況

単位：人・%

	企業数	法定常用労働者数	雇用障がい者数	実雇用率	法定雇用率 達成企業の割合	県実雇用率	全国雇用率
令和2年	146	50,088.0	1,753	3.50	56.8	2.61	2.15
令和3年	150	50,734.0	1,785	3.52	53.3	2.60	2.20
令和4年	146	49,633.0	1,821	3.67	53.4	2.68	2.25

山口公共職業安定所 6月1日現在

*法定雇用率とは、障害者雇用促進法によって民間企業、国、地方公共団体に義務づけられている「常時雇用している労働者数」に対する身体障害者、知的障害者の一定割合のこと。障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者を加え、段階的に法定雇用率が引き上げになっている。



1 障害福祉サービスの実績値

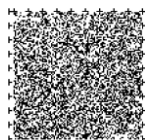
訪問系サービス

サービス名	単位		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
	居宅介護	人/月	実利用人数	142	144
時間/月		延利用時間	1,943	1,998	2,164
重度訪問介護	人/月	実利用人数	11	11	12
	時間/月	延利用時間	2,468	2,455	2,619
同行援護	人/月	実利用人数	31	34	33
	時間/月	延利用時間	446	436	429
行動援護	人/月	実利用人数	0	0	0
	時間/月	延利用時間	0	0	0
重度障害者等包括支援	人/月	実利用人数	0	0	0
	時間/月	延利用時間	0	0	0

*令和3年度、令和4年度は4月～3月の実績、令和5年度は4月～9月の実績から算出(以降同じ)

日中活動系サービス

サービス名	単位		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	
	生活介護	人/月	実利用人数	447	455	464
人*日/月		延利用日数	8,960	9,049	9,416	
自立訓練(機能訓練)	人/月	実利用人数	0	0	0	
	人*日/月	延利用日数	0	0	0	
自立訓練 (生活訓練)	(生活 訓練)	人/月	実利用人数	25	26	29
		人*日/月	延利用日数	347	421	409
	(宿泊 型自立 訓練)	人/月	実利用人数	7	8	9
		人*日/月	延利用日数	168	219	243



サービス名	単位		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
	人/月	実利用人数			
就労移行支援	人/月	実利用人数	36	25	18
	人*日/月	延利用日数	545	365	290
就労継続支援(A型)	人/月	実利用人数	43	59	68
	人*日/月	延利用日数	837	1,138	1,310
就労継続支援(B型)	人/月	実利用人数	512	559	585
	人*日/月	延利用日数	8,306	8,932	9,383
就労定着支援	人/月	実利用人数	11	14	9
療養介護	人/月	実利用人数	19	21	22
短期入所 (福祉型)	人/月	実利用人数	58	63	84
	人*日/月	延利用日数	493	555	668
短期入所 (医療型)	人/月	実利用人数	1	1	1
	人*日/月	延利用日数	1	1	3

*生活介護の実績に関し、下記の継続入所者数を除く。

(令和3年度以降:15人)

*就労継続支援(B型)の実績に関し、各年度の継続入所者1人を除く。

居住系サービス

サービス名	単位		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
	人/月	実利用人数			
共同生活援助	人/月	実利用人数	221	225	232
施設入所支援	人/月	実利用人数	229	234	237
自立生活援助	人/月	実利用人数	3	4	3

*施設入所支援の実績に関し、下記の継続入所者数を除く。

(令和3年度以降:16人)



相談支援

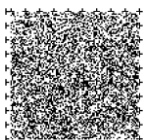
サービス名	単位		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
	人/月	実利用人数			
計画相談支援	人/月	実利用人数	340	358	372
地域移行支援	人/月	実利用人数	1	1	0
地域定着支援	人/月	実利用人数	0	0	0

2 障害児通所支援の実績値

障害児通所支援

サービス名	単位		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
	人/月	実利用人数			
児童発達支援	人/月	実利用人数	186	219	225
	人*日/月	延利用日数	1,274	1,438	1,541
医療型 児童発達支援	人/月	実利用人数	4	5	4
	人*日/月	延利用日数	34	43	25
放課後等 デイサービス	人/月	実利用人数	435	458	510
	人*日/月	延利用日数	5,343	5,507	6,475
保育所等訪問支援	人/月	実利用人数	10	14	17
	人*日/月	延利用日数	10	14	22
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	実利用人数	0	0	0
	人*日/月	延利用日数	0	0	0
障害児相談支援	人/月	実利用人数	176	186	202
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコ ーディネーターの配置人数	人	配置人数	5	5	5

*令和3年度、令和4年度は4月～3月の実績、令和5年度は4月～9月の実績から算出



3 地域生活支援事業の実績値

必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有 (2回)	有 (3回)	有 (3回)

*令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は8月末実績による見込

(2) 自発的活動支援事業

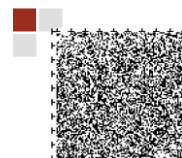
事業名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
自発的活動支援事業	実施の有無	有 (6件)	有 (6件)	有 (6件)

*令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は8月末実績による見込

(3) 相談支援事業

事業名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
障害者相談支援事業	か所	5	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

*令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は8月末実績による見込



(4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	2	5

*令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は8月末実績による見込

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

(6) 意思疎通支援事業

事業名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
手話通訳者派遣事業	通訳件数/年	1,092	1,084	830
手話奉仕員派遣事業	通訳件数/年	115	99	120
要約筆記者派遣事業	通訳件数/年	340	352	406
手話通訳者設置事業	通訳件数/年	614	903	1,039
	設置人数	3	4	4

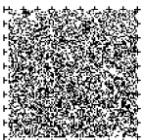
*令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は8月末実績による見込

(7) 日常生活用具給付等事業

種類等	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
介護訓練支援用具	給付件数/年	10	12	6
自立生活支援用具	給付件数/年	30	39	30
在宅療養等支援用具	給付件数/年	25	21	15
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	38	36	42
排泄管理支援用具(*1)	給付件数/年	4,018	4,091	5,346
住宅改修費	給付件数/年	1	4	9

*令和3年度、令和4年度は5月～翌年4月実績、令和5年度は、5月～8月実績による見込(4か月分×3)

(*1) ストーマ、紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件とした場合の実績件数



(8) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
手話奉仕員 養成研修事業	養成研修 修了者数/年	21	21	19

* 令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は9月時点見込

(9) 移動支援事業

事業名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
移動支援事業	実施か所数	17	17	17
	月平均実利用者 数	22	19	23
	時間分/年	2,111	2,541	3307

* 令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は4月～7月実績による見込(4か月分÷4×12)

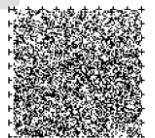
* 時間分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用時間」×12か月で算出される

(10) 地域活動支援センター事業

事業名	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
地域活動支援センタ ーⅠ型(基礎的事業・ 機能強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	432	640	632
	人分/年	10,368	7,680	7,584
地域活動支援センタ ーⅡ型(基礎的事業・ 機能強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	53	58	71
	人分/年	2,544	2,784	2,556
地域活動支援センタ ーⅢ型(基礎的事業)	実施か所	3	3	3
	月平均実利用者数	18	27	24
	人分/年	3,456	3,240	3,168

* 令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は8月末実績による見込

* 人分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用日数」×12か月で算出される



任意事業

(1) 日中一時支援事業

事業名	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
日中一時支援事業	実施か所数	62	62	53
	月平均実利用者数	219	226	256
	回分/年	13,162	13,973	16,429

* 令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は4月～8月実績による見込(令和4年度の9月以降伸び率を反映)

(2) 訪問入浴サービス事業

事業名	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
訪問入浴サービス事業	実施か所数	4	2	3
	月平均実利用者数	7	6	5
	回分/年	745	536	756

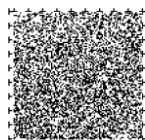
* 令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は4月～7月実績による見込

* 回分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用回数」×12か月で算出される

(3) 社会参加支援事業

事業名	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
レクリエーション活動等支援	回/年	0	1	3
芸術文化活動振興	回/年	1	1	1
点字・声の広報等発行	点訳 延べ利用人数/年	468	468	468
	音訳 延べ利用人数/年	504	470	470
朗読奉仕員養成研修事業	養成研修修了者数 人/年	4	15	18
自動車運転免許取得・改造助成	免許取得 人/年	6	6	7
	改造 人/年	5	4	8

* 令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は見込



相談支援事業所アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

1 調査の目的

相談支援体制充実のための基礎資料、福祉サービスの量の把握、子ども・子育て支援の利用ニーズの把握等

2 調査対象

山口市内の全相談支援事業所

3 ヒアリング実施期間

令和5年9月21日～10月2日

4 調査数

12事業所

5 回収数(率)

12事業所(100.0%)

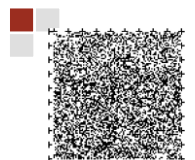
6 調査方法

メール配布後回収及び事業所への訪問調査の実施

7 調査結果

①サービス等利用計画を担当する相談支援専門員数

	事業所数	相談支援専門員人数	平均(1事業所あたり)
平成29年4月	11か所	20人	1.8人
令和2年4月	12か所	24人	2人
令和5年4月	12か所	26.5人	2.2人



②サービス等利用計画対象実人数 (人)

	全事業所計			相談支援専門員一人あたり		
	H29.9	R2.9	R5.9	H29.9	R2.9	R5.9
特定相談支援事業 (うち山口市民)	1,282 (1,024)	1,347 (1,007)	1,418 (919)	71.2 (56.9)	61.2 (45.8)	63.0 (40.8)
障害児相談支援事業 (うち山口市民)	542 (532)	653 (646)	787 (771)	36.1 (35.5)	36.3 (35.9)	37.5 (36.7)

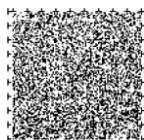
・最高担当人数160人、担当する実人員が10名未満の相談支援専門員が3人

③障害児通所サービス利用者のうち他の子ども・子育て支援の利用ニーズ
(やむをえず、障害児通所支援を利用)

	利用希望相談		
	平成29年9月	令和2年9月	令和5年9月
保育園	2件	1件	0件
幼稚園	0件	0件	2件
認定こども園	0件	0件	0件
放課後児童クラブ	6件	3件	3件

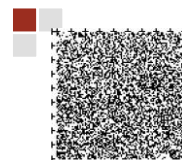
8 調査結果から得た現状と課題

- ・相談支援専門員の充足状況については、令和2年度は「適当」と回答した事業所が9事業所(全体で12事業所)であったが、今年度は5事業所(全体で12事業所)となっており、サービス利用者の増加に伴い、全体的な相談支援の利用件数も伸びており、現場の負担感が増加している。
- ・相談支援専門員としての従事年数が1～3年目の比較的経験の浅い相談支援専門員が11人(26.5人中)いる。
- ・地域移行においては、24時間対応体制の維持が困難であったり、医療との連携に対する課題がある状況が継続している。
- ・地域で生活する障がい児者の個別性(他害行動、問題行動(触法行為)、医療的ケア、重度心身障がい児者、強度行動障がいなど)によって、障害福祉サービス利用を断られた経験のある相談支援事業所が半数強あり、サービス利用のニーズの多様化への対応が必要。



9 計画への反映

- ・相談支援事業所については、新規事業者の参入と現事業者の相談支援専門員の増加双方の視点が必要であり、地域の実情に即した障がい児者の相談支援体制の充実強化に向けては、委託相談支援事業所と継続的に協議を行う「障がい児者相談支援体制強化会議」で今後も具体的な検討を行っていくこととします。
- ・対応困難事例の課題解決に取り組んでいくためにも、地域の相談支援に携わる職員の資質の向上、関係機関とのネットワークの強化を図っていくことが必要であると共通認識しました。
- ・引き続き、地域移行・地域定着支援の見込み量を確保するために、関係機関との連携を図り、地域移行・地域定着支援に関する働きかけを進めていくことを盛り込みました。
- ・国の示す基本指針に基づき、支援困難度が高い強度行動障がい者の地域での受入促進等協議をしていくことを盛り込みました。



施設入所支援事業所ヒアリング調査 結果報告書

1 調査の目的

- 当該事業の課題の把握
- 当該事業の見込量の把握
- 地域生活への移行者数の把握
- 施設入所者の削減数の把握

2 調査対象

山口市内の全施設入所支援事業所(6事業所)

3 調査期間

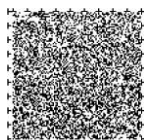
令和5年9月

4 ヒアリング調査により得られた現状と課題

- ・入所希望者は多く、すべての施設で入所待機者がいる。
- ・施設退所者の退所理由としては入院、死亡、介護保険施設への移行が多くを占める。
- ・入所者、家族の高齢化で地域移行が困難。また、地域移行の意向が出ない。
- ・重度障がいの方が地域移行可能なバリアフリー環境の整備が必要。
- ・地域移行の前後から手厚くサポートする個別支援者が必要。
- ・地域での生活が困難な障がい者に対しては、引き続き、入所施設の果たす役割が大きい。

5 計画への反映

- ・地域移行の課題やサポート体制のあり方について、地域自立支援協議会で協議することとしました。
- ・入所施設から地域移行への課題は多いとの回答でしたが、令和6年度以降、地域移行の受け皿となる共同生活援助の拡充等により、その利用者の年4人増加を見込むことを加味しています。



生活介護事業所アンケート調査 結果報告書

1 調査の目的

当該事業の課題の把握

当該事業の見込量の把握

総合支援学校卒業生のサービス利用把握

2 調査対象

山口市内の全生活介護事業所(20事業所)

3 調査期間

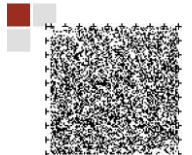
令和5年8月

4 アンケート調査により得られた現状と課題

- ・支援人材の確保と定着が難しい。
- ・コロナ禍における休業補償や、支援に必要な備品等の購入補助がなく厳しい。

5 計画への反映

生活介護の見込量において、総合支援学校高等部3年生の卒業後の利用が5人程度見込まれていることを加味しています。



就労系(就労移行支援)事業所アンケート調査 結果報告書

1 調査の目的

当該事業の課題の把握

当該事業の見込量の把握

一般就労への移行者数等の把握

2 調査対象

山口市内の就労移行支援事業所(7事業所)

※うち1事業所が就労継続支援A型事業所、

5事業所が就労継続支援B型事業所と兼ねている

3 調査期間

令和5年8月

4 アンケート調査により得られた現状と課題

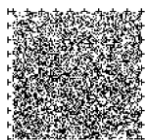
・利用者の確保。

・ニーズはあるものの、潜在層を含むサービスを必要とする方への適切な情報提供が出来ていない。

5 計画への反映

障害者就業・生活支援センターや事業所、総合支援学校などとのネットワークの強化などにより、就労移行支援の利用者を確保していくことを加味しています。また、就労移行支援の見込量において、総合支援学校高等部3年生の卒業後の利用が1人程度見込まれていることを加味しています。

成果指標である一般就労への移行者数については、事業所調査により、令和6年度以降の一般就労移行者が10人程度見込まれていることを加味しています。



就労系(就労継続支援)事業所アンケート調査 結果報告書

1 調査の目的

当該事業の課題の把握

当該事業の見込量の把握

一般就労への移行者数等の把握

2 調査対象

山口市内の就労継続支援事業所(A型:5事業所、B型31事業所)

3 調査期間

令和5年8月

4 アンケート調査により得られた現状と課題

・事業所が増え続けて、利用者の選択肢が広がることなどのメリットがある反面、事業所が競合することで、かえってサービスの質が下がり、サービス自体の信頼性が損なわれないか心配。

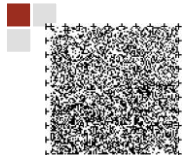
・支援人材の育成、確保、定着が必要。

5 計画への反映

先細り感を感じる事業所が一部あるものの、作業内容の拡充を計画する事業所が複数あることなど、全体としては利用者の増加傾向は続くと見込んでいることを加味しています。

また、就労継続支援の見込量において、総合支援学校高等部3年生の卒業後の利用がA型2人、B型6人見込まれていることを加味しています。

成果指標である一般就労への移行者数については、事業所調査により、令和6年度以降の一般就労移行者がA型1人、B型2人見込まれていることを加味しています。



障害児通所支援事業所アンケート調査 結果報告書

1 調査の目的

第三次山口市障害児福祉計画策定にあたっての、障害児通所支援事業所の状況把握

2 調査対象

山口市内の全障害児通所支援事業所

3 調査時期

令和5年8月

4 調査数

40 事業所

5 回収数(率)

36 事業所(90.0%)

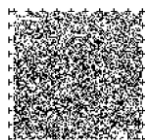
6 調査方法

メール配布後回収

7 調査結果

①待機者の有無

	有	無
児童発達支援(5か所)	2 か所(40%)	3 か所(60%)
放課後等デイサービス(16 か所)	8 か所(50%)	8 か所(50%)
児童発達支援・放課後等デイサービス(多機能)(15 か所)	3 か所(20%)	12 か所(80%)



②今年度、定員の関係で希望の利用日数を断った児童がいる

(月10日の支給決定を受けているが、空きがないため、月5日の利用となっている等)

	有	無
児童発達支援(5か所)	1か所(20%)	4か所(80%)
放課後等デイサービス(16か所)	8か所(50%)	8か所(50%)
児童発達支援・放課後等デイサービス(多機能)(15か所)	6か所(40%)	9か所(60%)

③今年度、定員の関係で利用を断った児童がいる

(空きがないため受け入れ自体を断った)

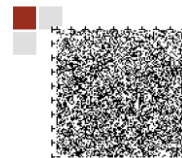
	有	無
児童発達支援(5か所)	1か所(20%)	4か所(80%)
放課後等デイサービス(16か所)	7か所(44%)	9か所(56%)
児童発達支援・放課後等デイサービス(多機能)(15か所)	4か所(27%)	11か所(73%)

④職員の確保について

	確保が困難	確保は容易	どちらとも言えない
児童発達支援(5か所)	1か所 (20%)	2か所 (40%)	2か所 (40%)
放課後等デイサービス(16か所)	13か所 (81%)	0か所 (0%)	3か所 (19%)
児童発達支援・放課後等デイサービス(多機能)(15か所)	13か所 (87%)	0か所 (0%)	2か所 (13%)

⑤今後の事業所増設の予定

	有	無
児童発達支援(5か所)	0か所(0%)	5か所(100%)
放課後等デイサービス(16か所)	2か所(12%)	14か所(88%)
児童発達支援・放課後等デイサービス(多機能)(15か所)	2か所(13%)	13か所(87%)

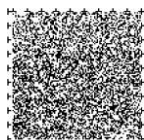


8 調査結果から得た課題等

- ・待機者が、児童発達支援については40%、放課後等デイサービスについては50%、児童発達支援・放課後等デイサービス(多機能)については20%の事業所で発生している。
- ・子どもの特性に合わせた支援を行うための環境、場所スタッフの人数の確保が必要。
- ・複数の事業所を併用している利用者が多く、利用の調整だけでなく、支援方針の共有や移行のための引き継ぎなど必要な連携を図ることが難しい。

9 計画への反映

障害児通所支援の見込量算定において、提供量が不足している状況を加味しました。



子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書

1 調査の目的

障害児通所支援利用者の子ども・子育て支援ニーズの把握

2 調査対象

小学5年生以下の障害児通所支援利用者(8~10月更新)の保護者(137名)

3 調査実施期間

令和5年7月1日から令和5年9月30日

4 回収数

73名

5 調査方法

障害児通所支援利用者(8~10月更新)の保護者への更新勧奨に調査票を同封し、窓口または郵送にて回収

6 調査結果

①年齢

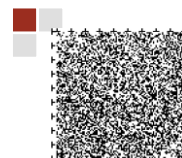
~3歳	年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5
6人	10人	9人	10人	7人	6人	11人	7人	7人

②居住地

北東部	中央部	鴻南	小郡	川東	川西	徳地	阿東
16人	16人	17人	11人	2人	11人	0人	0人

③現在利用している障害児通所支援等(重複あり)

児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅介護	短期入所
35人	39人	3人	0人	0人



④医療的ケアを必要としているか

必要	不要	記入なし
0人	70人	3人

⑤障害児通所支援利用者のうち、新たに保育所等の利用を希望する人数
(令和6年度から令和8年度までの1年平均)

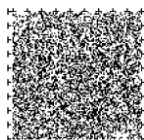
保育所	認定こども園	放課後児童クラブ
0人	0人	3人

7 調査結果から得た現状

障害児通所支援を利用している対象者のうち、3人が放課後児童クラブの利用を希望しています。

8 計画への反映

第三次山口市障害児福祉計画における子ども・子育て支援の必要な見込量に加味しました。



【あ行】

*医療的ケア児(p5,p22~23,p30,p48,p50、資料編)

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。)

*インクルージョン(p4,p22,p52)

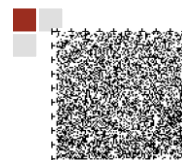
「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念。

【か行】

*共生型サービス(p41)

介護保険は原則65歳以上(16の特定疾病に該当する人は40歳以上65歳未満でも介護認定を受けられる)の人が、介護申請を行い、要介護(要支援)の認定が下りた場合に介護サービスを利用できる。65歳未満の障がい者が障害福祉サービスを利用する場合は、障害者総合支援法のサービスを利用することになっている。障がい者が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、介護保険が優先されるため、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがあり、平成27年12月に国の社会保障審議会障害者部会から見直すべきとの意見が出されていた。

共生型サービスは、これらの問題点を踏まえ、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障がい者が共に利用できるサービスで、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成30年4月施行)により定められた。



*強度行動障がい(p4~5,p15~17,p30、資料編)

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

グループホーム(p5,p7~11,p15,p42)

認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。

*合理的配慮(p59)

障がいのある人から、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

【さ行】

*サービス等利用計画(p34,p44、資料編)

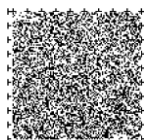
障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

*社会的障壁(p54)

障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

*就労アセスメント(p35)

就労移行支援等の就労系サービスの意向がある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適正の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理のこと。



障害支援区分(p30,p35,資料編)

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。

障がい者基幹相談支援センター(p6,p7, p10~11,p17,p24~p27,p56,資料編)

障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成24年4月から設置されることとなった機関。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。本市では、健康福祉部障がい福祉課内に設置している。

*自立支援協議会(山口市地域自立支援協議会)

(p2,p4,p9,p11,p13,p20,p23~p27,p40,p45,p57,p69,資料編)

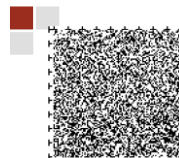
障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援の適正な実施と障害福祉サービスの円滑な利用を図るため、地域の関係者によるネットワークの構築を推進し協議する機関。

身体障害者手帳(資料編)

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に、本人(15歳未満はその保護者)の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から7級までがある(手帳交付の対象は6級まで)。山口市においては山口県が発行する。

精神障害者保健福祉手帳(資料編)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める一定の精神障がいの状態にあると認められた場合に、本人の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。山口市においては山口県が発行する。



成年後見制度(p57～58,資料編)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。平成11年の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

相談支援専門員(p15,p17,p25～p27,資料編)

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

【た行】

地域移行(p3,p10,p35,p66)

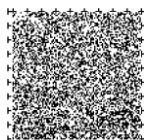
障害者総合支援法において、障害者支援施設、のぞみの園等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を供与することをいう。

地域活動支援センター(p7,p10,p63,p64,資料編)

障がい者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。

*地域包括ケアシステム(p5～p7,p11,p12)

高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。



特別支援学級(p3,資料編)

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができる
とされている学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育
を行うことを目的とする。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難
の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けること
が適当とされた知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障がいのある人
で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

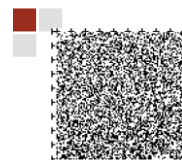
特別支援学校(資料編)

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者また
は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育
を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必
要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校
といった障がい種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育に
ついて、障がい種別にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施す
るために、平成18年の学校教育法の改正により創設された。

【な行】

難病(p15,p58,p66,資料編)

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の
病」のことを指す。昭和47年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方
針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的
な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも
負担の大きい疾病と定義している。なお、障害者総合支援法では、難病も障がい者の定義
に加えられた(平成25年4月1日施行)。



【は行】

*発達障がい児地域支援体制強化事業(p23,p46)

発達障がい児やその家族に対する適切な支援が身近な地域で受けられるよう、地域の支援機関相互の連携強化と専門性の向上を図り、県発達障害者支援センターとの重層的な支援体制を構築することを目的とした事業。

*ピアサポート(p7,p46,p55)

同じ課題や境遇を持つ人が互いに支え合い、助け合うこと。

*ひきこもり(資料編)

学校や職場に行かず、家族以外との親密な対人関係が持てない状態が半年以上続いている状態。

*ペアレントプログラム(p7,p46)

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組むもの。

「障がい」という言葉を使用しないで、子育て支援での活用も可能。

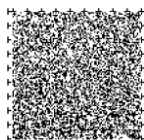
*ペアレントトレーニング(p7,p46)

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

地域においては、発達障がい児の支援機関等で実施されることが多い。

*ペアレントメンター(p7,p46)

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障がいの子どもの育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。



ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしている。また、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整などを行う。

【や行】

*山口・吉南地区地域ケア連絡会議(p11,p13)

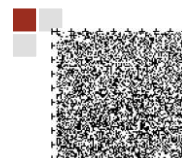
山口市にある保健、医療、福祉の関係団体及び関係行政機関の協議により、山口市内の高齢者及び障がい者等の在宅ケアを推進するため、連絡調整を図り、もって高齢者等の健康と福祉の向上に資することを目的とする会議体。

療育手帳(p3,資料編)

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障がい程度の区分も各自治体によって異なる。山口市においては、「療育手帳」として山口県が発行し、障がいの程度はA(重度)とB(その他)がある。

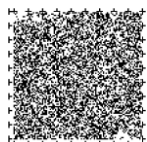
WAM NETより引用

ただし*印の用語については、厚生労働省資料等から引用



資料編 計画の策定経過

開催日	審議内容等
令和3年 8月 5日	令和3年度第1回山口市障がい福祉施策懇話会 ・山口市障害福祉サービス実施計画の進捗状況
令和4年 3月10日	令和3年度第2回山口市障がい福祉施策懇話会 ・計画策定に係るアンケートの概要
令和4年 4月 1日～ 令和4年 4月27日	障がい福祉に関するアンケート調査の実施
令和4年 5月25日～ 令和4年 6月24日	障がい児等福祉施策検討のためのアンケート調査の実施
令和4年 8月 1日	令和4年度第1回山口市障がい福祉施策懇話会 ・山口市障害福祉サービス実施計画の進捗状況
令和4年11月 1日	令和4年度第2回山口市障がい福祉施策懇話会 ・障がい児等福祉施策検討のためのアンケート調査報告書
令和5年 1月16日	令和4年度第3回山口市障がい福祉施策懇話会 ・次期山口市障害福祉サービス実施計画の策定スケジュール
令和5年 7月 5日	令和5年度第1回山口市障がい福祉施策懇話会 ・次期山口市障害福祉サービス実施計画の策定について
令和5年 7月 6日～ 令和5年 9月29日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
令和5年 8月 1日～ 令和5年 8月25日	障害福祉サービス事業所アンケート調査の実施
令和5年 8月 1日～ 令和5年 8月25日	障害児通所支援事業所アンケート調査の実施
令和5年 9月21日～ 令和5年 9月28日	施設入所支援事業所ヒアリング調査の実施
令和5年 9月21日～ 令和5年10月 2日	相談支援事業所ヒアリング調査の実施
令和5年10月11日	山口市地域自立支援協議会企画運営委員会での意見聴取
令和5年11月 2日	令和5年度第2回山口市障がい福祉施策懇話会 ・次期山口市障害福祉サービス実施計画素案
令和5年11月28日～ 令和5年12月28日	パブリックコメントの実施
令和6年 1月31日	令和5年度第3回山口市障がい福祉施策懇話会 ・次期山口市障害福祉サービス実施計画案



山口市障がい福祉施策懇話会設置要綱

(設置)

第1条 山口市障がい福祉施策の進捗状況及び見直しについて、広く有識者等の意見を反映させるため、山口市障がい福祉施策懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員27人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、障がい福祉団体関係者、公募により選出された者及び行政機関の職員、その他障がい福祉施策の推進に必要と認められる者のうちから、市長が委嘱する。

(所掌事務)

第3条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害者計画の推進方策に関すること。
- (4) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進方策に関すること。
- (5) 地域自立支援協議会に関すること。
- (6) その他障がい福祉の向上に関すること。

(任期)

第4条 懇話会の委員の任期は、3年間とする。

2 任期途中で異動が生じた委員の任期は、前任者の任期を引き継ぐものとする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によってこれを決める。

2 会長は、懇話会を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

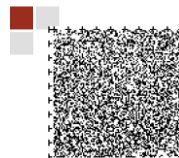
(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開により行うものとする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)



第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営にその他必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

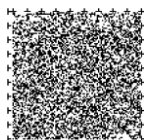
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

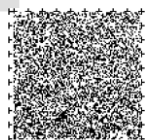


山口市障がい福祉施策懇話会名簿

(順不同敬称略)

種 別	団体名等・役職	氏 名
学識経験者	山口県立大学社会福祉学部教授	藤 田 久 美
	山口学芸大学教育学部教授	佐 藤 真 澄
関係団体等	山口市医師会理事	鳥 居 廣 明
	吉南医師会副会長	嘉 村 哲 郎
	山口市民生委員児童委員協議会地域福祉部会長	村 中 勝 美
	山口市障害者団体連合会会長	井 上 昇
	山口市盲人福祉協会会長	村 岡 正
	山口市聴覚障害者福祉会会長	久 保 淑 子
	山口市腎臓病友の会会長	谷 村 律 弘
	NPO法人ふれあいの家鴻の峯理事(旧山口地区精神保健家族会監査)	林 和 子
	山口市手をつなぐ育成会小郡支部長	高 橋 幸 子
	マザーズスマイル山口代表	藤 岡 亜 希 子
	済生会山口地域ケアセンター事務局長	津 田 安 史
	社会福祉法人 ひらきの里施設長	松 本 正
	社会福祉法人 博愛会 地域活動支援センターやまぐち施設長	在 木 大 介
	子ども発達支援センター愛施設長	大 草 香 代
鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール施設長	三 輪 治 彦	
関係機関	山口商工会議所総務課長	柳 谷 統 子
	山口市社会福祉協議会介護・障がいサービス課長	田 中 芳 明
	山口健康福祉センター保健福祉・総務室長	徳 永 真 実
	山口警察署生活安全課長	藤 田 正 吾
	山口南警察署生活安全課長	行 徳 祐 二
	山口公共職業安定所専門援助部門統括職業指導官	岡 野 千 恵
	山口県立山口総合支援学校進路指導部長	岡 崎 智 恵 子
	山口県立山口南総合支援学校教頭	杉 原 大 輔
公募委員		武 田 美 恵 子

(令和6年1月31日 令和5年度第3回山口市障がい福祉施策懇話会開催時点)



山口市障害福祉サービス実施計画

発行年月 令和6年3月

発行 山口市

編集 山口市健康福祉部障がい福祉課

〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号

電話 083-934-2794

FAX 083-934-4142

<http://www.city.yamaguchi.lg.jp>